

新公益法人会計基準に関する説明会

(受託事業者：有限責任監査法人トーマツ)

講師

内閣府公益法人の会計に関する研究会 専門員

公認会計士

松前 江里子 氏



本日の内容（目次）

1

■ 新公益法人会計基準の概要

- 改正の経緯
- 平成20年会計基準からの主な改正点
- 新会計基準の適用について（適用対象・適用時期・経過措置など）
- 法人格別の作成書類・会計処理（まとめ）

2

■ B/S、P/L、注記及び附属明細書の変更点

設例を用いて、新会計基準適用で、B/S、P/L、注記、附属明細書がどのように変わるかを解説します。

- 公益社団・財団法人向け解説
- （参考）貸借対照表内訳表を棚卸法的に作成する方法（公益社団・財団法人向け）
- 移行法人向け解説（一般法人も対象）

3

■ 各論

- 固定資産の減損会計（原則的な取り扱い）
- 交換取引の収益認識基準（原則的な取り扱い）

4

■ まとめ

略称等

名称	略称
公益法人会計基準（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）	新会計基準 （スライドによっては、「新基準」又は「令和6年会計基準」と記載の場合もあり） ※新会計基準全体を指して「新会計基準」と記載している場合もある。
公益法人会計基準の運用指針（令和6年12月 内閣府公益認定等委員会）	新運用指針
公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月 令和6年12月改訂 内閣府公益認定等委員会 内閣府大臣官房公益法人行政担当室）	公益認定等ガイドライン
公益法人会計基準（平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会）	平成20年会計基準 （スライドによっては、単に「現行会計基準」や「現行基準」と記載の場合もあり）

1. 新公益法人会計基準の概要

公益法人制度改革と公益法人会計基準の改正の経緯

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(概要)

趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。
- 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務づけ。
- 公益認定の基準として①理事・監事間の特別利害関係の排除、②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
- 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨規定。併せて、国も公益法人の取組を支援するための情報提供等を行う。

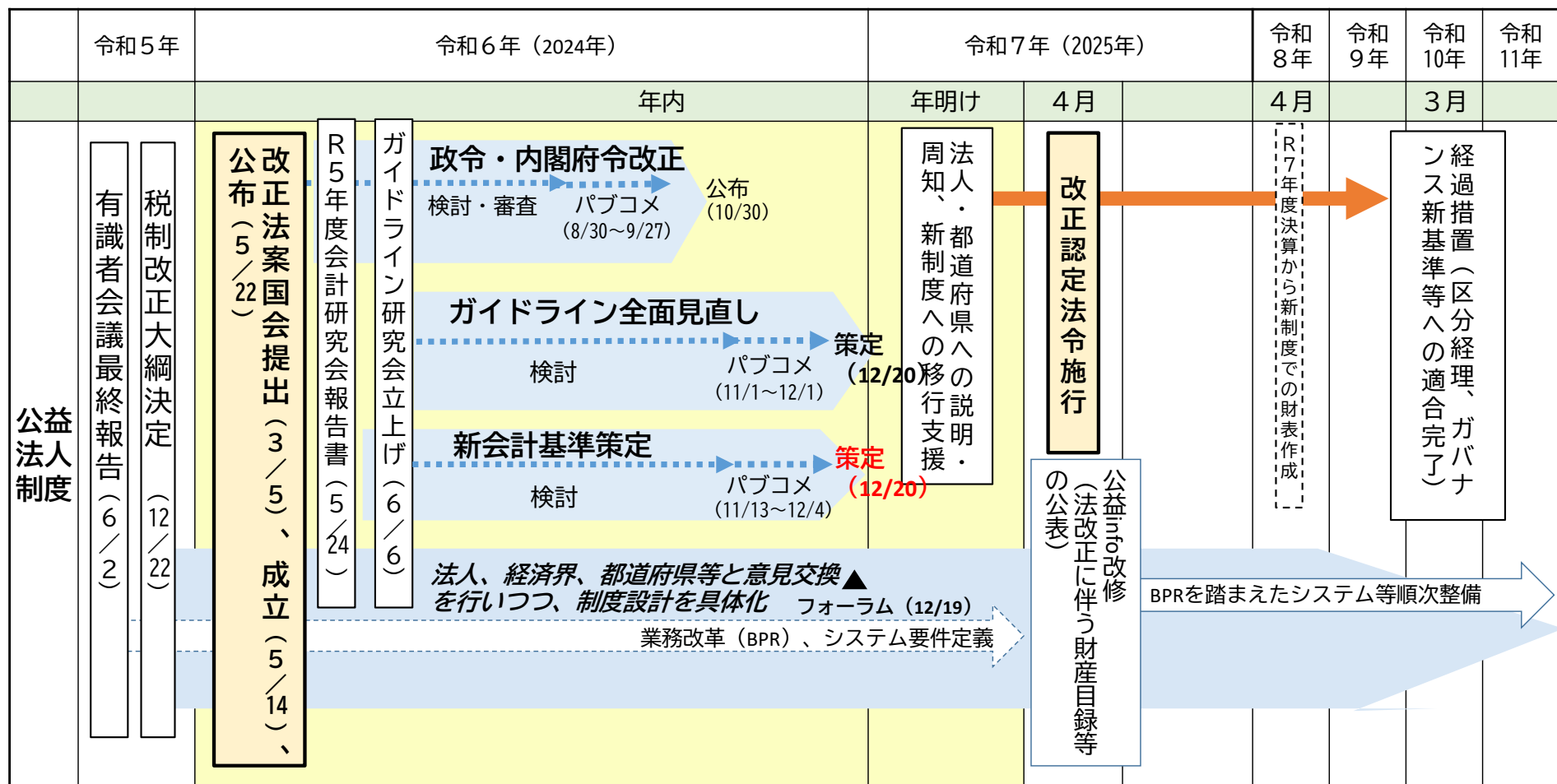
※施行期日：令和7年4月1日

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会課題解決に向けた活動を担うことが可能に

➡**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**

制度改革のスケジュール(予定)



※ 現行制度で可能な見直しは順次先行実施

公益制度改革の全体像(主な改正事項)

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理 ・ 「予備財産」の要件 等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話
参考	公益信託制度	・ 主務官庁制の廃止 ・ 公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度 ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定	・ 公益信託認可基準、財務規律等の細目	・ 公益法人と整合的な公益信託ガイドラインの策定 ・ モデル公益信託契約の策定（軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討）	・ 公益信託会計基準の策定	・ 信託業法との関係整理

公益認定等ガイドラインの抜本見直し(主なポイント)

現行ガイドラインの課題

- ◆ (合議制機関による柔軟な判断を期待し) 具体的な基準や考え方が示されていない。
 - ⇒ ガイドラインに明示されない考慮要素(例: 営利企業の事業と類似する事業には公益目的事業の「特徴」が必要)に基づき判断しており、予見可能性がないとの指摘
 - ⇒ 個別判断の蓄積で定着した運用が明示されず、透明性に欠けるとの指摘
 - ⇒ 「FAQ」や「記入の手引き」において実質的な法令解釈が打ち出されており、分かり辛いとの指摘
 - ⇒ 行政庁や担当者により言うことが異なるとの指摘

- ◆ 公益目的事業について、制度上「申請書記載事項」の変更には変更認定申請が必要とされるが、申請書に何を記すか明示していない。
 - ⇒ 行政庁の指導に従って申請書に細かく記載した法人は、細かい変更のたびに変更認定申請が必要との指摘
 - ⇒ 公益性の判断が明らかに変わらないものは届出を可とする運用について、基準が曖昧との指摘。
 - ⇒ 申請に当たり、追加的に多くの書類の提出が求められるとの指摘

以下の観点から抜本的な見直し

- ・ 予見可能性の向上
- ・ 行政の判断のブレやばらつきの抑制
- ・ 事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換

主なポイント

1. 制度運用の基本的考え方を明示【第1章】

- ◆ 法目的は「公益の増進及び活力ある社会の実現」であり、公益認定や監督は、そのための手段
- ◆ ガイドラインの利用者は、法人、行政庁及び国民
- ◆ 法に基づく審査・監督と法人への支援(行政指導)の峻別
- ◆ 毎年、判断の蓄積、関係者の意見等を踏まえた見直し。
- ◆ 各種判断について「事例集」を作成・公表

2. 公益目的事業該当性の判断の明確化【第2章】

- ◆ 「公益目的事業」と判断する考え方・基準を明確化(具体的な考慮要素を示す類型に出資事業等を追加)
- ◆ 申請書記載事項(変更認定・変更届出の範囲)の明確化
- ◆ 認定審査時に必要な書類の明確化

3. 公益認定基準等の考え方を明確化【第3章～第5章】

- ◆ 法令の趣旨を明記
- ◆ 財務規律・ガバナンス・情報開示等に関して制度改正の趣旨等を明記
- ◆ 役員報酬に関する考え方を明確化

4. 監督・処分の考え方を明確化【第6章】

- ◆ 事後チェックの強化・重点化
- ◆ 外部からの情報提供(公益通報等)の活用
- ◆ 監督処分等の適用方針を明記

- ⇒ ガイドライン(素案)についてパブリック・コメントを実施。
寄せられた御意見等を踏まえ、ガイドライン決定(2024/12/20)。

公益法人会計基準の見直しについて

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第29号)の成立を受け、新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を制定。

【ポイント】

- ・新会計基準全体に関する基本的な考え方として、公益法人における「財務報告の目的」を明確化（公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確化）
- ・公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直し（振替処理の廃止、基本財産・特定資産の位置付けの整理等）。併せて、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ見直し
- ・財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実（財務規律への適合状況について注記及び附属明細で一体的な情報開示）
- ・現行会計基準制定時（平成20年）からの公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などの明確化、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示の追加

⇒ 新会計基準（素案）等についてパブリック・コメントを実施し、寄せられた御意見等を踏まえ、新会計基準を決定(2024/12/20)。

新会計基準の主な改正点

新会計基準の主な改正点(1/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
基本財産、特定資産の位置づけ	貸借対照表の固定資産の部は、基本財産、特定資産、その他の固定資産に区分され、基本財産や特定資産を有する場合は、貸借対照表本表の固定資産の部において計上する。	平成20年会計基準の貸借対照表上の基本財産・特定資産の表示については、公益法人会計特有の考え方であり、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」の考え方により、本表においては資産の形態に基づく流動固定区分（流動資産・固定資産）の表示となった。 新会計基準では、公益社団・財団法人が、基本財産や、使途拘束資産（公益認定法上の控除対象財産）を有する場合は、注記で表示する必要がある。一方で、新会計基準では、公益法人が、例えば退職給付引当資産などの特定資産を有する場合の表示義務はないが、自主的に注記することは妨げられない。
その他有価証券の時価評価差額	その他有価証券の時価評価差額は、正味財産増減計算書の評価損益等の区分において計上する。	その他有価証券の時価評価差額は、貸借対照表の純資産の部において、「その他有価証券評価差額金」として計上する（いわゆる純資産直入）。なお、原則は全部純資産直入法だが、部分純資産直入法によることもできる。
固定資産の減損会計	固定資産の時価が著しく下落した場合の強制評価減が採用されている。	（１）会計監査人設置法人 固定資産を資金生成資産（当該資産等の使用と直接結びついて生み出される将来キャッシュフローにより、投資の回収を予定する資産等をいう）と非資金生成資産（資金生成資産以外の資産等をいう）に分類し、以下3ステップで減損会計を適用する。 ①減損の兆候の判定 ②減損を認識するか否かの判定 ③減損額の測定 ※資金生成資産か非資金生成資産かで上記の3ステップの中身が異なる。 ※公益社団・財団法人における公益目的事業財産（＝公益目的事業会計上の固定資産）は、非資金生成資産に該当するとされている。 （２）上記以外の法人 現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産について、時価が著しく下落している場合の強制評価減（簡便的な方法）を採用できる。

新会計基準の主な改正点(2/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
損益計算書の名称・記載内容の変更	○損益計算書の名称は、正味財産増減計算書 ○正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に区分し、一般正味財産増減の部は経常増減と経常外増減に区分されていた。 ○指定正味財産に区分される寄付等を受入した場合は、指定正味財産増減の部に計上し、指定が解除され一般正味財産増減の部で費用を計上したときに指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替える会計処理（いわゆる振替処理）を行っていた。 ○費用科目の表示方法は、役員報酬、給料手当、福利厚生費・・・等の形態別分類により開示。 ○正味財産増減計算書と貸借対照表の正味財産が一致	○「正味財産増減計算書」の名称は「活動計算書」へ変更。 ○一般純資産（※1）、指定純資産（※2）の財源別区分は活動計算書本表ではなく注記により開示し、活動計算書本表では、公益法人全体としての純資産の増減内容を「経常活動区分」及び「その他活動区分」に分けた。 ○いわゆる振替処理は廃止された。ただし、同様の情報は注記で開示されることになる。 ○費用科目の表示方法は、「公1事業費」「公2事業費」「収益事業費」「管理費」等の活動別分類（いわゆる機能別分類）となった。現行の形態別分類による情報については、注記により開示する方向で整理された。 ○活動計算書と貸借対照表の純資産との一致は、注記情報を間に挟んで確認できる。
配当金・利息の会計処理 (指定純資産の範囲)	配当金・利息について、寄付者等から配当金の使途に制約が課されている場合などにおいて、指定正味財産として会計処理することがあった。	配当金・利息について、指定純資産を原資とする資産から生じたものであっても、一般純資産区分の収益として会計処理することになった。 なお、指定純資産を原資とする資産について、売却損益、評価損益（その他有価証券評価差額金を除く）又は減損が生じた場合は、指定純資産区分の収益・費用として会計処理する。

※1 平成20年会計基準の一般正味財産に相当

※2 平成20年会計基準の指定正味財産に相当

新会計基準の主な改正点(3/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
収益認識 (交換取引)	交換取引に関する収益認識の方法は、従来は、明示的に定められていなかったが、実務では、企業会計と同様の処理（実現主義）で会計処理していたと考えられる。	(1) 会計監査人設置法人 交換取引に関して、企業会計基準の「収益認識に関する会計基準」が適用されることになった。収益認識に関する会計基準での5ステップは、3ステップにまとめて適用されることが示されているが、公益法人の財務報告の目的（P16参照）を勘案する必要があるが、基本的には企業会計基準と同様と考えられる。公益法人特有の考慮事項としては、例えば、消費税の会計処理について、税抜処理・税込処理の選択が可能であることが示されている（公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会））。 (2) 会計監査人設置法人以外の法人 簡便的な方法（伝統的な実現主義）での収益計上が可能。
収益認識 (非交換取引)	寄付金や補助金等の非交換取引について、指定正味財産の会計処理が定められていたが、いつの時点で収益を計上するのかなどが必ずしも明確でなかった。	寄付金や補助金等の非交換取引について、いつの時点で収益を計上するのかが会計基準上で明示された。これにより、未収寄付金や未収補助金に関する取扱いが平成20年会計基準より明確になった。 寄付金：寄付申し込みと公益法人の承諾時点。ただし、履行が確実であると確認された時点で収益を認識する。 補助金等：原則として、交付者から送付された交付決定通知を公益法人が受領した時点で、当該通知に記載されている金額等のうち、公益法人において使用した額または使用が見込まれる額を収益計上する。 非交換取引は、収益認識要件のうち、確実性と測定可能性の両方を満たす必要がある点に留意。 このほか、現物寄付に関する会計処理も明示された。

新会計基準の主な改正点(4/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
区分経理	法令等の要請で区分経理を行う必要がある場合は、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内訳表を作成する。	新会計基準では、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」の考え方により、区分経理に関する情報は、本表ではなく、注記で開示する方針となった。 なお、今回の公益法人制度改正で、公益社団・財団法人が原則として作成することが必要になる貸借対照表の区分経理情報（会計区分別内訳）は、注記で開示する方針になったことに伴い、正規の簿記の原則の例外として、継続記録法によらず、棚卸法的に作成することが容認されている。
財務規律適合性に関する明細	財務規律適合性に関する明細を作成する旨の定めは平成20年会計基準にはない。	公益社団・財団法人において、社員総会・評議員会での承認対象となる財務諸表等において、公益認定法令の財務規律適合性に関する情報を開示することになった（注）。 （注）会計監査人設置法人以外の法人は、財務諸表等において財務規律適合性に関する情報を作成しないことができる。その場合、財務規律適合性に関する情報は、従来どおり、事業報告等に関する定期提出書類において作成・報告することになる。
公益社団・財団法人のみ		

新会計基準の主な改正点(5/5)

	平成20年会計基準	新会計基準 (令和6年会計基準)
関連当事者の範囲 (当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者)	当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者 ア 役員又は評議員及びそれらの近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者) イ 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人 ただし、公益法人の役員又は評議員のうち、対象とする者は有給常勤者に限定するものとする。	関連当事者の範囲について、平成20年会計基準に定めのある当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者等に加え、①当該公益法人の従業員及びその近親者、②法人でない社員及び基金の拠出者等(公益社団法人の場合)、③法人でない設立者及びその近親者(公益財団法人の場合)等が関連当事者の範囲に追加された。 関連当事者の範囲の追加に伴い、調査範囲の見直しが必要になると考えられるので留意。
公益法人会計基準に詳細な規定がない場合の会計処理	会計基準本体には明確な定めなし。	新会計基準の冒頭で公益法人における財務報告の目的が明確化され、新運用指針において、公益法人は当該目的に照らし、合理的に会計処理を選択すればよいことが規定された。 ①公益法人は新会計基準と他の会計基準とで規定する内容が相違する場合でも、当然に、新会計基準の規定を適用する。 例えば、固定資産の減損会計。新会計基準では、公益法人の特殊性を考慮し、企業会計の基準とは異なる内容の規定となっている。 ②新会計基準に詳細な会計処理に関する規定がなく、他の一般に公正妥当と認められる会計基準に規定がある場合には、 <u>公益法人の財務報告の目的を勘案の上</u> 、適宜、当該他の会計基準の規定を参照する。 例えば、新会計基準には退職給付会計(原則的な方法)に関して、割引率等に係る規定はないため、必要に応じて「退職給付に関する会計基準(企業会計基準第26号企業会計基準委員会)」等を参照することになる。 ※「公益法人の財務報告の目的を勘案の上」がポイント。

新会計基準の適用について
(適用対象、適用開始時期、経過措置など)

新公益法人会計基準の適用対象法人、適用開始時期

項目	説明	補足
適用対象法人	① 認定法第2条第3号に定めのある公益法人 ② 整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。） ③ 公益法人認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人	整備法第60条に定めのある特例民法法人が削除されたが、それ以外は現行会計基準と同じ。
適用開始年度	令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用する。 ただし、令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準によらず従前の会計基準を引き続き適用することができる。	（参考）運用指針の「適用時期」の解釈 例1：3月31日が決算日の法人 令和10年（2028年）4月1日開始事業年度から新会計基準を適用しなければならない 例2：2月28日が決算日の法人 令和11年（2029年）3月1日開始事業年度から新会計基準を適用しなければならない 例3：4月30日が決算日の法人 令和10年（2028年）5月1日開始事業年度から新会計基準を適用しなければならない

経過措置により旧会計基準を適用している期間の取り扱い

項目	説明	補足
新会計基準の適用に関する経過措置期間中の取り扱い	○経過措置期間中は、現行の会計基準（通常は平成20年会計基準）を適用できる。 （以下、公益社団・財団法人のみ） ○収益事業等の利益の50%超繰入以外を選択している公益社団・財団法人は、現状、貸借対照表内訳表を作成していない法人が多いと考えられるが、2025年4月から施行される新制度では、収益事業等を行っていないなど一定の要件を満たす場合を除き、原則として貸借対照表も区分経理が求められることになる。この点について公益認定等ガイドラインに以下の経過措置が存在する。 ○令和6年改正法の施行（令和7年4月1日）から3年が経過するまでの間（令和10年3月31日まで）に開始する事業年度においては、認定第19条第1項の規定の適用（収益事業等の収益の50%超を繰り入れ）を受ける法人以外の法人においては、貸借対照表の経理単位の内訳の表示を省略することができる（認定規則第42条第3項。以下「特例区分経理162」という。）。 特例区分経理をする法人は、財産目録及び収支予算書の区分も不要である（認定規則附則第9項）。一方、区分経理を前提とした新たな制度（公益目的取得財産残額の算定、公益目的事業財産を公益目的事業以外に使用等できる場合）については、適用されず、従前どおり毎事業年度の公益目的取得財産残額に準ずる額の算定（定期提出書類の別表Hの作成）の必要がある。	左記の経過措置は、前頁の新会計基準の適用開始時期に関する経過措置と連動しています。

→次頁からは、新会計基準適用後の取り扱いです。

（新会計基準適用後の）小規模法人の負担軽減

新会計基準では、振替処理の廃止、減損会計、収益認識会計基準など旧会計基準と異なる点があります。小規模法人の負担軽減策として以下の取り扱いが定められています。

項目	説明	補足
小規模法人の負担軽減（1/2）	会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。 ・資産除去債務に係る会計処理 ・税効果会計 ・キャッシュ・フロー計算書（※） ・資産及び負債の注記（財産目録を作成している場合に限る） ・賃貸不動産の時価等に関する注記 ・財務規律適合性に関する明細（附属明細書） （※）キャッシュ・フロー計算書については、会計監査人設置法人のうち、認定法第5条第13号及び認定令第6条により会計監査人を設置する義務のある公益社団・財団法人以外の法人は、作成しないことができる。	会計監査人設置法人とは、定款で会計監査人を設置した法人を指す。 会計監査人設置法人は、経理能力の高いことが想定されることから、小規模法人か否かは、会計監査人設置法人か否かで判別する方針となった。 なお、公益社団・財団法人が、財務諸表において財務規律適合性に関する明細を作成しない場合には、従来通り、事業報告等に関する定期提出書類において作成し、行政庁へ報告する必要がある点に留意。
小規模法人の負担軽減（2/2）	会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、簡便的な方法を適用することができる。 ・固定資産の減損会計 ・退職給付引当金 ・収益の認識	退職給付会計の簡便的な方法は、平成20年会計基準と同様。 固定資産の減損会計及び収益認識の簡便的な方法は、P12及びP14参照

公益社団・財団法人においては、B/Sも区分経理が原則化されましたが、以下の小規模法人への負担軽減措置があります。

項目	説明	補足
区分経理を行わないことができる公益社団・財団法人の要件 (認定規則第43条)	小規模法人の負担等に配慮し、収益事業等を行わない公益法人（公益社団・財団法人）であって、各公益目的事業ごとの内訳を損益計算書（補足：活動計算書のこと。以下同じ。）に表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、損益計算書の作成をもって当該要件は当然に満たす）には、区分経理を行わないことが出来る。 (ガイドライン第5章第4(2)③)	つまり、収益事業等を行う法人は区分経理が必須となりますが、収益事業等を行わない法人の場合は、貸借対照表の区分経理を省略できるという意味です。ただし、その場合でも、活動計算書は各公益目的事業ごとの内訳を表示する必要があります。 (以下、参考) 貸借対照表の区分経理を省略する場合、法人運営を行うために必要な財産（法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金）以外の財産を、全て、公益目的事業のために使用等しなければならない (補足：つまり、法人活動保有財産等以外の財産は全て公益目的事業財産とみなされるという意味。) とされている。 →公益目的取得財産残額の算定に影響

まとめ：会計区分別内訳（内訳表）の作成要否

		活動計算書	貸借対照表
収益事業等を行う公益社団・財団法人		必須 各事業も区分	必須
収益事業等を行わない公益社団・財団法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり ※各事業の区分必須	代替措置あり
	(上記以外)	代替措置あり	

公益法人会計基準及び同運用指針の公益社団・財団法人用の定めが多く見られますが、移行法人の適用関係は以下の通りとなっています。

項目	説明	補足
移行法人の会計基準及び運用指針の適用について	移行法人についての新公益法人会計基準の適用は、以下のとおり。 (適用対象外とするもの) ・財産目録の作成 ・貸借対照表の注記（使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高、指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み） ・附属明細書（財務規律適合性に関する明細） (移行法人における取扱いを適用するもの) ・活動計算書における事業収益、事業費の区分 ・貸借対照表の注記（会計区分別内訳又は実施事業資産の内訳と増減額及び残高、指定純資産の内訳、純資産間の振替額） ・活動計算書の注記（財源区分別内訳、会計区分及び事業区分別内訳、事業費及び管理費の形態別区分）	左記は、新運用指針第4項の定めです。

新会計基準でも、公益法人会計基準における公益法人の一つとして、公益法人認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（一般法人）を定義しています。また、それ以外の一般法人も、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第119条でいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」として、平成20年会計基準を自ら選択適用して財務諸表等を作成している事例があると考えられます。

これらの一般法人が、新会計基準（令和6年会計基準）を適用する場合、前頁の移行法人の適用関係の取り扱いを準用して財務諸表等を作成することが考えられます。その場合、移行法人の区分経理など移行法人特有の取り扱いについては、各一般法人の実情に応じて適宜読み替えていただく必要があります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第四節 計算

第一款 会計の原則

第百十九条 一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

※一般財団法人も199条において上記規定が準用されている。

新会計基準の適用初年度の取り扱い（経過措置）

新公益法人会計基準の適用初年度には、以下の経過措置が設けられています。

項目	説明
新会計基準の適用初年度の取り扱い	適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について ① 貸借対照表、活動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の前事業年度の数値については、記載しないことができる。 ② 財務諸表の注記に記載する前期末残高の数値は、記載しないことができる。
	その他有価証券の取り扱い 本会計基準等の適用初年度において、その他有価証券の評価方法として切放法を適用していたことにより、洗替法による評価を行うにあたり法人の保有する有価証券の原始取得価額の把握が困難な場合には、本会計基準等の適用時の時価をもって取得価額とみなすことができることとする。

法人格別の作成書類・会計処理
(まとめ)

法人格別の作成書類（まとめ）

			公益社団・財団法人		移行法人		一般法人		
			会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人	
貸借対照表			○	○	○	○	○	○	
活動計算書			○	○	○	○	○	○	
キャッシュ・フロー計算書			○（省略できる場合あり）（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	省略可（※1）	
注記	貸借対照表の注記	会計区分別内訳	○（※2）	○（※2）	移行法人における取り扱いが適用（※4）		区分経理の必要が無ければN/A		
		資産及び負債の状況	○	○（財産目録を作成している場合は省略可）	△（財産目録と同等の機能を持つ注記であり、移行法人・一般法人には不要な注記であるが、基本財産・特定資産を自主的に明示する場合には、当該ひな形を使用する。）				
		使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高	○ （該当あれば）	○ （該当あれば）	N/A	N/A	N/A	N/A	
		指定純資産の内訳と増減額及び残高	○ （該当あれば）	○ （該当あれば）	移行法人における取り扱いが適用（※5）		移行法人を準用（※6）		
		指定純資産のうち、指定寄附資金の受入年度別残高および支出見込み	○ （該当あれば）	○ （該当あれば）	N/A	N/A	N/A	N/A	
	活動計算書の注記	財源区分別内訳	○	○	移行法人における取り扱いが適用（※5）		移行法人を準用（※6）		
		会計区分及び事業区分別内訳	○（※2）	○（※2）			区分経理の必要が無ければN/A		
		事業費・管理費の形態別区分	○	○			移行法人を準用（※6）		
	上記以外の注記		（法人格によって、差はないと考えられるため、省略）						
	附属明細書		財務規律適合性に関する明細	○	省略可（※3）	N/A	N/A	N/A	N/A
上記以外の附属明細			（法人格によって、差はないと考えられるため、省略）						
財産目録			○（注記にある場合は省略可）	○（注記にある場合は省略可）	N/A	N/A	N/A	N/A	

※1:キャッシュ・フロー計算書は、会計監査人設置法人のうち認定法第5条第13号及び認定令第6条の規定により会計監査人を設置する義務のある公益社団・財団法人以外の法人は、これを作成しないことができる。

※2:収益事業等を行わない公益社団・財団法人で、各公益目的事業ごとの内訳を活動計算書に表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、活動計算書の作成をもって当該要件は当然に満たす）には、区分経理を行わないことが出来る。

※3:財務規律適合性に関する明細（附属明細書）を省略する場合、これまで通り定期提出書類を提出することになる。

※4:移行法人は、貸借対照表注記「会計区分別内訳」は、移行法人用のひな型である「会計区分別内訳」又は「実施事業資産の内訳と増減額及び残高」を作成する。

※5:移行法人は、「指定純資産の内訳と増減額及び残高」、「財源区分別内訳」、「会計及び事業区分別内訳」、「事業費及び管理費の形態別区分」は、移行法人用の注記ひな形を利用する。

※6:一般法人は、「指定純資産の内訳と増減額及び残高」、「財源区分別内訳」、「事業費及び管理費の形態別区分」は、移行法人の注記ひな形を準用することが考えられる。ただし、移行法人の区分経理など移行法人特有の取り扱いについては、各法人の実情に応じて適宜読み替える必要がある。

法人格別の会計処理（まとめ）

	公益社団・財団法人		移行法人		一般法人	
	会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人	会計監査人設置法人	非設置法人
資産除去債務に係る会計処理	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる
税効果会計	適用 (※1)	適用しないことができる	適用 (※1)	適用しないことができる	適用 (※1)	適用しないことができる
賃貸等不動産の時価等に関する注記	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる	適用	適用しないことができる
固定資産の減損会計	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可
退職給付会計	原則法 (※2)	簡便法可	原則法 (※2)	簡便法可	原則法 (※2)	簡便法可
収益認識基準（交換取引）	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可	原則法	簡便法可

※簡便法は、簡便的な方法を指す。

※1:公益法人が、収益事業等を実施している場合は、適用する。ただし、法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

※2:退職給付の対象となる従業員数が300人未満などの要件を満たせば、会計監査人設置法人でも簡便法を適用できる。

会計処理は、会計監査人設置法人か否かで差はありますが、法人格によつての差はないと考えられる。

2. B/S、P/L、注記及び附属明細書の変更点

2. 1 B/S、P/L、注記及び附属明細書の変更点 (公益社団・財団法人向けの解説)

ここから暫くは、公益社団・財団法人向けの説明です。
移行法人向け（一般法人も対象）は後段で説明します。

簡単な設例を使って、
現行の基準のB/S、P/Lが、
新会計基準でどのように変わるのかを説明いたします。

設例の設定

【前提】

- ・会計区分は、公1、法人会計の2つ。B/SもP/Lも区分経理を行うものとする。
- ・公益財団法人である（設例では基金は省略）
- ・有価証券の保有目的は「その他有価証券」とし、有価証券には時価があるものとする。
- ・勘定科目名、財務諸表等の様式は新運用指針に準拠するが、一部、設例用となっている。

【取引】

（１）前々期

前々期末に、発起人より、基本財産として保有し、配当金を公益目的事業に使用することの指定を受け、株式（投資有価証券）14,000,000の寄贈を受けた。

（２）前期

以下の取引が発生した。

- ・基本財産の配当金が入金 700,000 （公1）
- ・当該配当金を財源に、公1で、事業費（給料手当90,000、支払助成金500,000）を費用計上
- ・法人会計の財源として、寄付金30,000が入金。
- ・管理費（給料手当18,000）を費用計上
- ・決算時の株式の時価が14,100,000（前期より時価が100,000増加）であった。

（３）当期

以下の取引が発生した。

- ・基本財産の配当金が入金 700,000 （公1）
- ・当該配当金を財源に、公1で、事業費（給料手当100,000、支払助成金550,000）を費用計上
- ・法人会計の財源として、寄付金140,000が入金
- ・管理費（給料手当20,000）を費用計上するとともに、○周年事業積立資産（特定費用準備資金）を100,000積立。
- ・国庫補助金が500,000交付され、当該補助金を財源に什器備品500,000を購入。
- ・上記資産の減価償却費を50,000計上
- ・決算時の株式の時価は14,200,000（前期より時価が100,000増加）であった。

前々期の仕訳（現行基準）

取引	借方	金額	貸方	金額	備考
発起人からの基本財産の寄贈	基本財産 -投資有価証券	14,000,000	投資有価証券受贈益 (指定)	14,000,000	

前期の仕訳（現行基準）

取引	借方	金額	貸方	金額	備考
基本財産の配当金	公益事業積立資産-現金預金	700,000	受取配当金（指定）	700,000	配当金を指定正味財産に計上していたとする。
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	事業費-給料手当	90,000	公益事業積立資産-現金預金	90,000	
	事業費-支払助成金	500,000	公益事業積立資産-現金預金	500,000	
	一般正味財産への振替額	590,000	受取配当金振替額	590,000	
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料に使用	現金預金	30,000	受取寄付金	30,000	一般正味財産に区分したとする。
	管理費-給料手当	18,000	現金預金	18,000	
投資有価証券の時価評価	基本財産-投資有価証券	100,000	基本財産評価損益等（指定）	100,000	

当期の仕訳（現行基準）

取引	借方	金額	貸方	金額	備考
基本財産の配当金	公益事業積立資産 -現金預金	700,000	受取配当金（指定）	700,000	配当金を指定正味財産に計上していたとする。
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	事業費-給料手当	100,000	公益事業積立資産-現金預金	100,000	
	事業費-支払助成金	550,000	公益事業積立資産-現金預金	550,000	
	一般正味財産への振替額	650,000	受取配当金振替額	650,000	
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料と、管理業務用の特定費用準備資金の積み立てに使用	現金預金	140,000	受取寄付金	140,000	一般正味財産に区分したとする。
	管理費-給料手当	20,000	現金預金	20,000	
	○周年事業積立資産 -現金預金	100,000	現金預金	100,000	
固定資産取得に対する補助金が交付され、固定資産を取得。決算時に減価償却費を計上	現金預金	500,000	受取補助金等 -受取国庫補助金(指定)	500,000	
	特定資産-什器備品	500,000	現金預金	500,000	
	事業費-減価償却費	50,000	特定資産-什器備品	50,000	
	一般正味財産への振替額	50,000	受取補助金等振替額	50,000	
投資有価証券の時価評価	基本財産 -投資有価証券	100,000	基本財産評価損益等(指定)	100,000	

これまでの仕訳から、現行基準の貸借対照表と正味財産増減計算書は次のようになります

B/S、PL（現行基準）

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	32,000	12,000	20,000
流動資産合計	32,000	12,000	20,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000
基本財産合計	14,200,000	14,100,000	100,000
(2) 特定資産			
公益事業積立資産	160,000	110,000	50,000
○周年事業積立資産	100,000	0	100,000
什器備品	450,000	0	450,000
特定資産合計	710,000	110,000	150,000
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	450,000
固定資産合計	14,910,000	14,210,000	700,000
資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取配当金	160,000	110,000	50,000
国庫補助金	450,000	0	450,000
寄付金	14,200,000	14,100,000	100,000
指定正味財産合計	14,810,000	14,210,000	600,000
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)	(14,100,000)	100,000
(うち特定資産への充当額)	(610,000)	(110,000)	500,000
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	132,000	12,000	120,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(0)	100,000
正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
負債及び正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000

正味財産増減計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
受取配当金振替額	650,000	590,000	60,000
受取補助金等	50,000	0	50,000
受取補助金等振替額			
受取寄付金	140,000	30,000	110,000
経常収益計	840,000	620,000	220,000
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	100,000	90,000	10,000
支払助成金	550,000	500,000	50,000
減価償却費	50,000		50,000
管理費			
給料手当	20,000	18,000	2,000
経常費用計	720,000	608,000	112,000
評価損益等調整前当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	120,000	12,000	108,000
一般正味財産期首残高	12,000	0	12,000
一般正味財産期末残高	132,000	12,000	120,000
II 指定正味財産増減の部			
受取配当金	700,000	700,000	0
受取補助金等	500,000	0	500,000
基本財産評価損益等	100,000	100,000	0
一般正味財産への振替額	△ 700,000	△ 590,000	△ 110,000
当期指定正味財産増減額	600,000	210,000	390,000
指定正味財産期首残高	14,210,000	14,000,000	210,000
指定正味財産期末残高	14,810,000	14,210,000	600,000
III 正味財産期末残高	14,942,000	14,222,000	720,000

ここからは、現行基準の貸借対照表（BS）と正味財産増減計算書（PL）が、新会計基準では、どのように変わるのかを、次頁から説明いたします。

なお、会計処理や、BS、PLの表示方法（見え方）が変わりますが、会計処理等の前提となる「取引」は何ら変わっておりません。

貸借対照表(B/S)は以下のように変わります。どこが変わっているかを探してみてください

現行基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	32,000	12,000	20,000	
流動資産合計	32,000	12,000	20,000	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000	
基本財産合計	14,200,000	14,100,000	100,000	
(2) 特定資産				
公益事業積立資産	160,000	110,000	50,000	
〇周年事業積立資産	100,000	0	100,000	
什器備品	450,000	0	450,000	
特定資産合計	710,000	110,000	150,000	
(3) その他固定資産				
その他固定資産合計	0	0	450,000	
固定資産合計	14,910,000	14,210,000	700,000	
資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000	
II 負債の部				
1. 流動負債				
流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	0	0	0	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
受取配当金	160,000	110,000	50,000	
国庫補助金	450,000	0	450,000	
寄付金	14,200,000	14,100,000	100,000	
指定正味財産合計	14,810,000	14,210,000	600,000	
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)	(14,100,000)	100,000	
(うち特定資産への充当額)	(610,000)	(110,000)	500,000	
2. 一般正味財産				
一般正味財産合計	132,000	12,000	120,000	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0	
(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(0)	100,000	
正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000	
負債及び正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000	

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX	科 目	当年度	前年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	292,000	122,000	
流動資産合計	292,000	122,000	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	450,000	0	
有形固定資産合計	450,000	0	
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計	0	0	
(3) その他固定資産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000	
固定資産合計	14,650,000	14,100,000	
資産合計	14,942,000	14,222,000	
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計	0	0	
III 純資産の部			
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000	
2. 一般純資産	182,000	12,000	
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000	
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)	
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)	
純資産合計	14,942,000	14,222,000	
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000	

変わったポイント（詳細は次頁以降で解説）

①基本財産、特定資産の扱い

②固定資産の部の表示区分

③純資産の部の表示方法、会計処理方法

①基本財産、特定資産の扱い

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	292,000	122,000
流動資産合計	292,000	122,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	450,000	0
有形固定資産合計	450,000	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産合計	0	0
(3) その他固定資産		
投資有価証券	14,200,000	14,100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000
資産合計	14,942,000	14,222,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計	0	0
III 純資産の部		
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000
2. 一般純資産	182,000	12,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
純資産合計	14,942,000	14,222,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

現金預金の残高が、現行基準よりも増えている理由を説明できるかがポイントです（理由は右記）。

(参考) 現行基準

科 目	当年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	32,000

平成20年会計基準

新会計基準

基本財産
-投資有価証券

その他固定資産
-投資有価証券

特定資産
-公益事業積立資産
-〇周年事業積立資産

現金預金

変わったポイント

①基本財産、特定資産の扱い

従来、基本財産、特定資産に計上されていた現金預金、投資有価証券等は、構成資産の内容に応じて、表示科目が変更になります。例えば、特定資産の中身の資産が「預金」であれば、流動資産の現金預金で表示し、投資有価証券であれば、その他固定資産の投資有価証券で表示します。

なお、基本財産・特定資産の情報は必要に応じて注記で記載します。基本財産や内閣府令に基づく控除対象財産（公益目的保有財産等）は、注記で記載する必要があります。一方、それ以外の特定資産、例えば退職給付引当資産などの特定資産を注記するか否かは法人の任意となります。

②固定資産の部の表示区分の変更

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	292,000	122,000
流動資産合計	292,000	122,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	450,000	0
有形固定資産合計	450,000	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産合計	0	0
(3) その他固定資産		
投資有価証券	14,200,000	14,100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000
資産合計	14,942,000	14,222,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計	0	0
III 純資産の部		
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000
2. 一般純資産	182,000	12,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
純資産合計	14,942,000	14,222,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

平成20年会計基準

固定資産の部
基本財産
特定資産
その他の固定資産

新会計基準

固定資産の部
有形固定資産
無形固定資産
その他固定資産

変わったポイント

②固定資産の部の表示区分の変更

固定資産の部は、従来、基本財産、特定資産、その他の固定資産の分類でした。

新会計基準では、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産の分類に変更されます。

③純資産の部の表示方法、会計処理方法

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	292,000	122,000
流動資産合計	292,000	122,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	450,000	0
有形固定資産合計	450,000	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産合計	0	0
(3) その他固定資産		
投資有価証券	14,200,000	14,100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000
資産合計	14,942,000	14,222,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計	0	0
III 純資産の部		
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000
2. 一般純資産	182,000	12,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
純資産合計	14,942,000	14,222,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

指定純資産、一般純資産の残高が、現行基準と違う理由を説明できるかがポイントです（理由は右記）。

(参考) 現行基準

科 目	当年度
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
受取配当金	160,000
国庫補助金	450,000
寄付金	14,200,000
指定正味財産合計	14,810,000
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)
(うち特定資産への充当額)	(610,000)
2. 一般正味財産	
一般正味財産合計	132,000
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(100,000)
正味財産合計	14,942,000

	平成20年会計基準	新会計基準
B/S 純資産の表示	正味財産の部 指定正味財産 一般正味財産	純資産の部 指定純資産 一般純資産 その他有価証券評価差額金
その他有価証券 の時価評価差額 の会計処理	P/Lに計上し、B/S上 は一般正味財産か指 定正味財産に計上	B/Sの純資産の部に直接計 上(いわゆる、純資産直入) ※部分純資産直入法も可
金融資産の運用 の果実(受取配 当金など)	指定正味財産 or 一般正味財産	一般純資産

変わったポイント

③純資産の部の表示方法、会計処理方法

「正味財産の部」の名称が、「純資産の部」に変更になり、一般正味財産、指定正味財産も、それぞれ一般純資産、指定純資産に変更されました。

その他有価証券の時価評価差額について、活動計算書(PL)に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直入する会計処理に変更になっています。

そのほか、指定純資産の範囲について、見直しが行われています。具体的には、金融資産の運用の果実(利息や受取配当金など)は、金融資産の財源の如何に関わらず、一般純資産として会計処理することになりました。

損益計算書(P/L)は以下のように変わります。どこが変わっているかを探してみてください

現行基準

正味財産増減計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX	科 目	当年度	前年度	増 減
I	一般正味財産増減の部			
1.	経常増減の部			
(1)	経常収益			
	基本財産運用益			
	受取配当金振替額	650,000	590,000	60,000
	受取補助金等			
	受取補助金等振替額	50,000	0	50,000
	受取寄付金			
	受取寄付金	140,000	30,000	110,000
	経常収益計	840,000	620,000	220,000
(2)	経常費用			
	事業費			
	給料手当	100,000	90,000	10,000
	支払助成金	550,000	500,000	50,000
	減価償却費	50,000		50,000
	管理費			
	給料手当	20,000	18,000	2,000
	経常費用計	720,000	608,000	112,000
	評価損益等調整前当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
	評価損益等計	0	0	0
	当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
2.	経常外増減の部			
(1)	経常外収益			
	経常外収益計	0	0	0
(2)	経常外費用			
	経常外費用計	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	120,000	12,000	108,000
	一般正味財産期首残高	12,000	0	12,000
	一般正味財産期末残高	132,000	12,000	120,000
II	指定正味財産増減の部			
	受取配当金	700,000	700,000	0
	受取補助金等	500,000	0	500,000
	基本財産評価損益等	100,000	100,000	0
	一般正味財産への振替額	△ 700,000	△ 590,000	△ 110,000
	当期指定正味財産増減額	600,000	210,000	390,000
	指定正味財産期首残高	14,210,000	14,000,000	210,000
	指定正味財産期末残高	14,810,000	14,210,000	600,000
III	正味財産期末残高	14,942,000	14,222,000	720,000

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX	科 目	当年度	前年度
I	経常活動区分		
(1)	経常収益		
	受取配当金	700,000	700,000
	受取補助金	500,000	0
	受取寄付金	140,000	30,000
	経常収益計	1,340,000	730,000
(2)	経常費用		
	公1事業費	700,000	590,000
	管理費	20,000	18,000
	経常費用計	720,000	608,000
	当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II	その他活動区分		
(1)	その他収益		
	その他収益計	0	0
(2)	その他費用		
	その他費用計	0	0
	その他収益費用差額	0	0
	税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
	法人税、住民税及び事業税	0	0
	法人税等調整額	0	0
	当期収益費用差額	620,000	122,000

変わったポイント（詳細は次頁以降で解説）

（※名称だけでなく、内容が大きく変わっています。）

①財源区分（指定純資産、一般純資産）と振替処理の扱い

②費用の表示方法

③評価損益等の表示方法

①財源区分（指定純資産、一般純資産）と振替処理の扱い

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

経常収益や段階損益が変わる理由を説明できるかがポイントです。

(参考) 現行基準

科 目	当年度	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益		
受取配当金振替額	650,000	
受取補助金等		
受取補助金等振替額	50,000	
受取寄付金		
受取寄付金	140,000	
経常収益計	840,000	
(中略)		
当期経常増減額	120,000	
II 指定正味財産増減の部		
受取配当金		700,000
受取補助金等		500,000
基本財産評価損益等		100,000
一般正味財産への振替額		△ 700,000

財源区分別内訳の注記については後述

	平成20年会計基準	新会計基準
PL本表における財源区分	あり	財源区分なし (注記に移動)
振替処理	あり	廃止

変わったポイント

①財源区分（指定純資産、一般純資産）と振替処理の扱い

新会計基準では、一般純資産と指定純資産の財源で区別する会計処理は現行基準と同じですが、一般純資産、指定純資産の財源区分はPL本表ではなく注記で開示する扱いに変更になり、PL本表では、公益法人全体としての損益を「経常活動区分」と「その他活動区分」に分けて表示することになりました。

このPL本表における財源区分の見直しに伴い、いわゆる「振替処理（注）」は廃止されました。

これらの影響により、収益に属する勘定科目の金額の「見え方」が大きく変わっており、また、PL本表における段階損益にも影響しています。

(注) 振替処理

公益法人会計基準では、平成16年会計基準以来、指定正味財産を財源とする資産について、使途の指定が解除されたとき、PLにおいて指定正味財産の部から一般正味財産の部の収益へ振り替えて、一般正味財産の部において費消する取扱いを行っていた。この会計処理を「振替処理」と呼んでいた。

新会計基準では、振替処理が廃止されたが、寄付者が指定した使途である事業を公益法人側が廃止した場合など、例外的に振替が生じる事象がある。この場合の振替は、PLの財源区分別注記で開示される。

②費用の表示方法の変更

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

費用科目の分類方法が変わっています。

(参考) 現行基準

科 目	当年度
(2) 経常費用	
事業費	
給料手当	100,000
支払助成金	550,000
減価償却費	50,000
管理費	
給料手当	20,000

	平成20年会計基準	新会計基準
費用の表示方法	形態別分類	活動別分類(機能別分類) (形態別分類は注記に移動)

変わったポイント

②費用の表示方法の変更

費用科目の表示方法については、「公1事業費」「公2事業費」「収益事業費」「管理費」等の活動別分類（機能別分類）に変更となりました。

現行の形態別分類による情報は、注記で開示する方針となっています。

③評価損益等の表示方法

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

P/Lの評価損益の行はなくなっています。

(参考) 現行基準

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
評価損益等計	0
II 指定正味財産増減の部	
基本財産評価損益等	100,000

	平成20年会計基準	新会計基準
〇〇評価損益等	P/Lにあり	PLの評価損益等の行は廃止

変わったポイント

③評価損益等の表示方法

新会計基準では、その他有価証券の時価評価差額の会計処理が、いわゆる純資産直入に変更になったこともあり、PLの評価損益等の行が廃止されました。

なお、現行会計基準で〇〇評価損益等を含めることとされている投資有価証券の売却損益は、新会計基準では、その他活動区分の投資有価証券売却益（損）に計上します。

ここまで、現行基準のB/SとP/Lが、
新会計基準では、どのように変わるのかを、説明してきました。
次に、仕訳がどのように変わるのかを解説いたします。

(注)

- ・取引などの前提条件は変わっていません。
- ・B/Sの会計区分別の内訳表は、每期、棚卸法的に作成することも容認されていますが、この設例では、正規の簿記の原則に従い、継続記録法で会計区分別の区分経理仕訳を行うことを前提にしています。棚卸法的に作成する方法は後ほど解説します。
- ・財源別の情報も、継続記録法で財源別の仕訳をすることを前提としています。
- ・新会計基準は「当期」から適用し、「前期」以前の仕訳は新会計基準に組み替えたことを前提としています。経過措置により、B/S、P/L及びC/Fの前事業年度の数値は記載しないことができますが、本設例では、説明用のため前期以前の仕訳も新会計基準に組み替えています。実際の実務では、経過措置により、前事業年度の数値を記載しない場合も、新会計基準適用初年度の貸借対照表の期首残高は、新会計基準に組み替える必要があるものと考えられます。

前々期の仕訳（新会計基準）

1：一般純資産 1：公1
2：指定純資産 2：法人会計

取引	借方	金額	貸方	金額	備考	財源 フラグ	会計区分 フラグ
発起人からの基本財産の寄贈	その他固定資産 -投資有価証券 (基本財産)	14,000,000	投資有価証券受贈益	14,000,000		2	1

新会計基準では、財源別の注記、会計区分別の内訳（区分経理）が求められることから、設例では、継続記録法を前提に、仕訳入力時に財源別と会計区分別の情報の作成に必要な情報を入力する方法を採用しています。

この研修資料における財源別と会計区分別の仕訳入力の方法は一例であり、財源別と会計区分別の情報の作成方法については、各公益法人の実情に応じて検討・変更することが考えられます。

例えば、貸借対照表の会計区分別の内訳に関しては、財産目録や、控除対象財産に関する明細、その他区分経理に必要な情報が記載されている補助簿等を基礎に、每期、棚卸法的に作成することも容認されています（具体的な作成方法は後述）。

※現行基準から変わる箇所、留意すべきと思われる箇所を赤字で記載しています（次頁以降も同じ）。

前期の仕訳（新会計基準）

1：一般純資産 1：公1
2：指定純資産 2：法人会計

取引	借方	金額	貸方	金額	備考	財源フラグ	会計区分フラグ
基本財産の配当金	現金預金 -公益事業積立資産(指定寄附資金)	700,000	受取配当金	700,000	当該受取配当金は新会計基準適用前のものであるため、この設例では指定純資産のままとしている。	2	1
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	事業費-給料手当	90,000	現金預金 -公益事業積立資産(指定寄附資金)	90,000	配当金の残金110,000円(70万円-9万円-50万円)は6号財産(指定寄付資金)のままとすることを前提としている。	2	1
	事業費-支払助成金	500,000	現金預金 -公益事業積立資産(指定寄附資金)	500,000		2	1
		振替処理は無い					
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料に使用	現金預金	30,000	受取寄付金	30,000		1	2
	管理費-給料手当	18,000	現金預金	18,000		1	2
投資有価証券の時価評価	その他固定資産 -投資有価証券(基本財産)	100,000	その他有価証券 評価差額金	100,000		2	1

当期の仕訳（新会計基準）

前頁と財源が変わっている点に注意

1 : 一般純資産
2 : 指定純資産
1 : 公1
2 : 法人会計

取引	借方	金額	貸方	金額	備考	財源フラグ	会計区分フラグ
基本財産の配当金が入金	現金預金	700,000	受取配当金	700,000	新会計基準では、配当金は一般純資産で会計処理する	1	1
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	給料手当	100,000	現金預金	100,000	本設例では、説明の便宜上、当期の配当金から優先的に使用したと仮定している。	1	1
	支払助成金	550,000	現金預金	550,000		1	1
	振替処理は無い						
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料と、管理業務用の特定費用準備資金の積み立てに使用	現金預金	140,000	受取寄付金	140,000		1	2
	給料手当	20,000	現金預金	20,000		1	2
	現金預金 -〇周年事業積立資産(特定費用準備資金)	100,000	現金預金	100,000		1	2
固定資産取得に対する補助金が交付され、固定資産を取得。決算時に減価償却費を計上	現金預金	500,000	受取補助金	500,000		2	1
	什器備品	500,000	現金預金	500,000		2	1
	減価償却費	50,000	什器備品	50,000		2	1
振替処理は無い							
投資有価証券の時価評価	その他固定資産 -投資有価証券(基本財産)	100,000	その他有価証券 評価差額金	100,000		2	1

前々期の仕訳

現行基準

取引	借方	金額	貸方	金額	備考
発起人からの基本財産の寄贈	基本財産 -投資有価証券	14,000,000	投資有価証券受贈益 (指定)	14,000,000	

新会計基準

1:一般純資産 1:公1
2:指定純資産 2:法人会計

取引	借方	金額	貸方	金額	備考	財源 フラグ	会計区分 フラグ
発起人からの基本財産の寄贈	その他固定資産 -投資有価証券 (基本財産)	14,000,000	投資有価証券受贈益	14,000,000		2	1

前期の仕訳

現行基準

取引	借方	金額	貸方	金額	備考
基本財産の配当金	公益事業積立資産-現金預金	700,000	受取配当金(指定)	700,000	配当金を指定正味財産に計上していたとする。
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	事業費-給料手当	90,000	公益事業積立資産-現金預金	90,000	
	事業費-支払助成金	500,000	公益事業積立資産-現金預金	500,000	
	一般正味財産への振替額	590,000	受取配当金振替額	590,000	
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料に使用	現金預金	30,000	受取寄付金	30,000	一般正味財産に区分したとする。
	管理費-給料手当	18,000	現金預金	18,000	
投資有価証券の時価評価	基本財産-投資有価証券	100,000	基本財産評価損益等(指定)	100,000	

1：一般純資産 1：公1
2：指定純資産 2：法人会計

新会計基準

取引	借方	金額	貸方	金額	備考	財源フラグ	会計区分フラグ
基本財産の配当金	現金預金 -公益事業積立資産(指定寄附資金)	700,000	受取配当金	700,000	当該受取配当金は新会計基準適用前のものであるため、この設例では指定純資産のままとしている。	2	1
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	事業費-給料手当	90,000	現金預金 -公益事業積立資産(指定寄附資金)	90,000	配当金の残金110,000円(70万円-9万円-50万円)は6号財産(指定寄付資金)のままとすることを前提としている。	2	1
	事業費-支払助成金	500,000	現金預金 -公益事業積立資産(指定寄附資金)	500,000		2	1
	振替処理は無い						
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料に使用	現金預金	30,000	受取寄付金	30,000		1	2
	管理費-給料手当	18,000	現金預金	18,000		1	2
投資有価証券の時価評価	その他固定資産 -投資有価証券(基本財産)	100,000	その他有価証券評価差額金	100,000		2	1

振替処理は無くなりますが、財源別の内訳を作成するために財源別の仕訳（または別管理）が必要です。

当期の仕訳

現行基準

取引	借方	金額	貸方	金額	備考
基本財産の配当金	公益事業積立資産 -現金預金	700,000	受取配当金（指定）	700,000	配当金を指定正味財産に計上していたとする。
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	事業費-給料手当	100,000	公益事業積立資産-現金預金	100,000	
	事業費-支払助成金	550,000	公益事業積立資産-現金預金	550,000	
	一般正味財産への振替額	650,000	受取配当金振替額	650,000	
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料と、管理業務用の特定費用準備資金の積み立てに使用	現金預金	140,000	受取寄付金	140,000	一般正味財産に区分したとする。
	管理費-給料手当	20,000	現金預金	20,000	
	○周年事業積立資産-現金預金	100,000	現金預金	100,000	
固定資産取得に対する補助金が交付され、固定資産を取得。決算時に減価償却費を計上	現金預金	500,000	受取補助金等 -受取国庫補助金（指定）	500,000	
	特定資産-什器備品	500,000	現金預金	500,000	
	事業費-減価償却費	50,000	特定資産-什器備品	50,000	
	一般正味財産への振替額	50,000	受取補助金等振替額	50,000	
投資有価証券の時価評価	基本財産 -投資有価証券	100,000	基本財産評価損益等（指定）	100,000	

新会計基準

前頁と財源が変わっている点に注意

1：一般純資産
2：指定純資産

1：公1
2：法人会計

取引	借方	金額	貸方	金額	備考	財源フラグ	会計区分フラグ
基本財産の配当金が入金	現金預金	700,000	受取配当金	700,000	新会計基準では、配当金は一般純資産で会計処理する 本設例では、説明の便宜上、当期の配当金から優先的に使用したと仮定している。	1	1
上記配当金を財源に、公1で、事業費を費用計上	給料手当	100,000	現金預金	100,000		1	1
	支払助成金	550,000	現金預金	550,000		1	1
	振替処理は無い						
法人会計の財源として使うことを前提に寄付金入金。給料と、管理業務用の特定費用準備資金の積み立てに使用	現金預金	140,000	受取寄付金	140,000		1	2
	給料手当	20,000	現金預金	20,000		1	2
	現金預金 -〇周年事業積立資産(特定費用準備資金)	100,000	現金預金	100,000		1	2
固定資産取得に対する補助金が交付され、固定資産を取得。決算時に減価償却費を計上	現金預金	500,000	受取補助金	500,000		2	1
	什器備品	500,000	現金預金	500,000		2	1
	減価償却費	50,000	什器備品	50,000		2	1
振替処理は無い							
投資有価証券の時価評価	その他固定資産 -投資有価証券(基本財産)	100,000	その他有価証券 評価差額金	100,000		2	1

【留意点】

この設例は、当期の配当金から優先的に使用する前提となっていますが、いつの年度の配当金から使用するかで活動計算書の財源区分別内訳の損益が変わります。今回の設例のようなケースでは、資金の充当順位に関する考え方を法人内で事前に決定しておくことが望ましいと考えられます。

次に、注記・附属明細がどのように変わるのかを説明します。
新会計基準適用の影響を大きく受ける以下の注記・附属明細を①から順に説明します。

- ①貸借対照表の注記
- ②活動計算書の注記
- ③附属明細書（財務規律適合性に関する明細）

※現行会計基準の取り扱いと大きく変わらない箇所は省略しています。

（１）会計区分別内訳（現行の貸借対照表内訳表の代替）

5. 貸借対照表の注記 (1) 会計区分別内訳

ポイント②
公益目的事業会計に計上されている資
産＝「公益目的事業財産」

（単位：円）

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産	160,000		132,000		292,000
固定資産	14,650,000				14,650,000
総資産	14,810,000		132,000		14,942,000
流動負債	0		0		0
固定負債	0		0		0
総負債	0		0		0
純資産	14,810,000		132,000		14,942,000

ポイント

- ①合計額は、B/S本表と一致します。
- ②今回の制度改正で、公益認定法上の「公益目的事業財産」＝「公益目的事業会計」となるように定義が見直しされています。これに伴い、公益認定取り消しの際に国等へ贈与する必要のある金額である「公益目的取得財産残額」も、公益目的事業会計の情報に基づき計算されることになります（現行の別表Hは廃止）。
- ③公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上する場合には、①借入の財源（法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金）、②事情（資金不足により公益目的事業を継続することが困難な状況）を脚注で記載します。
（記載例）
●年度の災害により、公益目的事業の対価収入が途絶え、人件費が▲円不足したことから、法人活動保有財産を▲円取り崩し公益目的事業の資金不足に充当した。
- ④設例では、継続記録法を前提に、会計区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、貸借対照表の会計区分別内訳も会計記録から作成しています。なお、貸借対照表の会計区分別内訳は、每期、棚卸法的に作成することも容認されています（詳細は後述）。

（２）資産及び負債の状況（現行の財産目録に相当）

（２）資産及び負債の状況

(単位:円)			
科目	場所・物量等	使用目的等	金額
1. 流動資産			
現金預金	普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金 (指定寄附資金1)	32,000
		特定資産であり、基本財産である投資有価証券の運用の果実(配当金)を積み立てている。将来、公1事業の財源として使用する。	110,000
		(特定費用準備資金1)	50,000
			100,000
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	(公益目的保有財産1)	(公益目的保有財産1)	450,000
(2) 無形固定資産			0
(3) その他固定資産			
投資有価証券	(公益目的保有財産2)	(公益目的保有財産2)	14,200,000
資産合計			14,942,000
1. 流動負債			0
2. 固定負債			0
負債合計			0
純資産合計			14,942,000

【留意点】

この設例では、新会計基準適用前の事業年度に指定正味財産で会計処理した配当金の残額（11万円）は、引き続き、控除対象財産（指定寄附資金）に該当するものとしています。

【留意点】

新会計適用後の配当金の残額（5万円）は、控除対象財産には該当しません。設例は、特定資産の表示義務はありませんが、従前の取り扱いに準じて特定資産として開示したとしています。

※留意すべきと思われる箇所を赤字で記載しています。

ポイント

①基本財産、使途拘束資産（控除対象財産のこと）を有する場合は、使用目的等の欄において明示します。不可欠特定財産を有する場合も同様です。

ただし、次頁で解説する注記「使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高」に情報の記載のある資産は、当該注記との対応関係を示すことで、「場所・物量等」及び「使用目的等」の記載を省略することができます。設例では、「指定寄附資金1」、「特定費用準備資金1」、「公益目的保有財産1」、「公益目的保有財産2」と記載している箇所が該当します。

②法人が任意に設定している特定資産がある場合は、使用目的等の欄において明示することが可能です。設例では、新会計基準適用後の配当金の残額5万円は、控除対象財産ではありませんが、特定資産として開示しています。

(3) 使途拘束資産(控除対象財産)の内訳と増減額及び残高(新別表C(2)に相当) (1/2)

(3)使途拘束資産(控除対象財産)の内訳と増減額及び残高

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産	公益充実資金の取り崩し又は剰 余額の解消策に充てた額の管理 (※)
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末	取得時期	
1	什器備品	〇〇㎡××市▽▽ 町3-5-1 ●●1点	国庫補助金により取得した固定 資産で、公1に使用。	0円	50,000円	500,000円	0円	450,000円		
2	投資有価証券	▲▲社株式 ○株	基本財産であり、配当金を公1の 財源として使用している。	14,100,000円	円	円	100,000円	14,200,000円		
計				14,100,000円	50,000円	500,000円	100,000円	14,650,000円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所	事業区分 (収、管)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
		面積、構造、物量等	事業番号		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
					円	円	円	円	円
					円	円	円	円	円
計					0円	0円	0円	0円	0円

3. 公益充実資金

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
0円	0円	0円	0円	0円

【留意点】

①公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額として取得した金額をこの欄に記載する必要があります。

(記載例)

取得価格〇〇万円のうち、2割に当たる〇万円は公益充実資金の取り崩しによる(令和X年度の別表Aの計算において減価償却費〇円を控除)

※趣旨(参考)

中長期的収支均衡の計算において、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得した公益目的保有財産がある場合は、その減価償却費を中長期的収支均衡の計算において調整する必要があります。その調整額を明らかにするため。

ポイント

①前頁の注記(資産及び負債の状況)との関係を確認してください。例えば、前頁で公益目的保有財産1と記載した什器備品45万円の使用目的等は、1、公益目的保有財産の番号1に記載されています。同様に、前頁の公益目的保有財産2、特定費用準備資金、指定寄附資金1と本注記との対応関係を確認ください。

②本注記(次頁も)は、事業報告等に関する定期提出書類の別表C(2)と同内容であり、具体的な記載方法については、公益認定等ガイドライン等を参照していただく必要があります。

（３）使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高（新別表C(2) に相当）（2/2）

4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
			円	円	円	円	円
			円	円	円	円	円
計			0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	〇〇周年事業積立資産	管	0 円	0 円	100,000 円	0 円	100,000 円
			円	円	円	円	円
計			0 円	0 円	100,000 円	0 円	100,000 円

6. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた使途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	受取配当金	公1	配当金を公1事業の財源として使用する。	110,000 円	円	円	円	110,000 円
				円	円	円	円	円
計				110,000 円	0 円	0 円	0 円	110,000 円

(※)公共通、公1、公2、収1、管 等

控除対象財産の額の合計	前期末	期末
	14,210,000 円	14,860,000 円

(参考) 新制度における控除対象財産の一覧

名称	内容	区分経理との関係	備考
公益目的保有財産	公益目的事業に継続的に使用している公益目的事業財産が該当する。複数年度にわたって保有し続けることが想定されており、固定資産(土地・建物の実物資産のほか、運用目的の金融資産も含む。)が基本的に想定される。	公益目的事業会計	旧制度の公益目的保有財産(1号財産)が基本的には該当する。
法人活動保有財産	特定の用途に継続的に使用されている公益目的事業財産以外の財産が該当する。公益目的事業財産以外の財産で、複数年度にわたって保有し続けることが想定されており、区分経理上は、収益事業等会計又は法人会計に計上された固定資産が基本的に想定される。	収益事業等会計 法人会計	旧制度の「収益事業等その他の業務又は活動に供する財産(2号財産)」が基本的には該当する。
公益充実資金	公益目的事業に係る特定費用準備資金(旧規則第18条)及び資産取得資金(旧規則第22条第3項第3号)を統合し、法人の実情や環境変更に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、用途変更の柔軟性等を高めたものとして、今般の制度改革で創設されたもの。	公益目的事業会計	旧制度の資産取得資金、特定費用準備資金(いずれも公益目的事業に係るもの)が対応する。
資産取得資金	特定の法人活動保有財産の取得または改良のため、法人の任意で積み立てる資金であり、区部経理上は収益事業等会計又は法人会計に計上され、特定費用準備資金と同様の要件を満たす必要があり、特定費用準備資金に関する規定が準用される(認定規則第31条及び第36条第4項)	収益事業等会計 法人会計	旧制度の資産取得資金(収益事業等会計又は法人会計に係るもの)が対応する
特定費用準備資金	公益目的事業以外の特定の将来の活動の支出のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金(要件は認定規則第31条参照)	収益事業等会計 法人会計	旧制度の特定費用準備資金(収益事業等会計又は法人会計に係るもの)が対応する
指定寄附資金	寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く。)。新会計基準では、指定寄附資金の使用見込みを明らかにするため、指定寄附資金の受入年度別残高および用途目的計画を開示することとされた(詳細は後述)	公益目的事業会計 収益事業等会計 法人会計	旧制度の6号財産(交付者の定めた用途に従い使用・保有している資金)が基本的には対応する

ポイント

- ・控除対象財産の定義は、公益社団・財団法人の注記に影響します。各財産の詳細な定義は、公益認定等ガイドライン等を参照してください。
- ・旧制度の5号財産(交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産)は、その内容に応じて、公益目的保有財産か、法人活動保有財産に分類されると考えられます。

（４）指定純資産の内訳と増減額及び残高

（14）指定純資産の内訳と増減額及び残高

（単位：円）

内訳		交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
公1	投資有価証券受贈益	当財団発起人	14,000,000	0	0	14,000,000
公1	受取配当金	〇〇株式会社	110,000	0	0	110,000
公1	受取補助金	〇〇省	0	500,000	50,000	450,000
合計			14,110,000	500,000	50,000	14,560,000

P/Lの財源区分別内訳に関する注記と整合
 当金額は投資有価証券の取得価額と同額であり、この金額にその他有価証券評価差額金を加算した額が投資有価証券のB/S計上額と一致する。
 国庫補助金 当期交付額
 減価償却による 指定解除
 B/Sと一致

ポイント

①指定純資産の増減明細です。

設例では、指定純資産は下記3つの取引から構成されています。それぞれ、前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高を表示します。

- ・発起人から拠出を受けた基本財産の受贈益
- ・受取配当金（ただし、新会計基準適用前の事業年度に係る分）
- ・国庫補助金

②当期末残高の合計額は、B/Sの指定純資産の当期末残高と一致します（前期末残高も同様に前期のB/Sと一致します）。

また、当期増加額、当期減少額は、P/Lの財源区分別内訳に関する注記と整合します。

③指定純資産の中に、認定法上の指定寄附資金（控除対象財産）に該当するものがある場合は、次頁の注記を作成します。

（５）指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み

（15）指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び支出見込み

（受入年度別残高）

（単位：円）

内訳	交付者	受入年度別残高			
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
公1 受取配当金	〇〇株式会社	0	110,000	0	0
合計		0	110,000	0	0

（5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み）

（単位：円）

内訳	予定年	予定額	使途内容
N/A			

（ポイント）

指定純資産の中に、認定法上の指定寄附資金（控除対象財産）に該当するものがある場合は、本注記を作成します。設例では、新会計基準適用前の事業年度に受領し、指定正味財産として会計処理した受取配当金の残金11万円が指定寄附資金に該当します。

受入年度別残高の残高を注記しますが、設例では配当金を受入したのは前期であるため、受入年度別残高は、「1年超5年以内」の列に記載します。また、受入年度別残高が「5年超10年以内」、「10年超」に該当する場合には、「5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み」を記載する必要があります。設例では記載が必要な場合に該当しないため「N/A」とだけ記載していますが、記載する必要がある場合には、例えば以下のように記載します（運用指針から引用）。

（5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み）

（単位：円）

内訳	予定年	予定額	使途内容
〇〇寄付金	2026	50	〇〇プロジェクトの実行のための支出
	2027	50	〇〇プロジェクトの実行のための支出
△△寄付金	2025	100	△△購入のため支出

(6) 純資産間の振替

(18) 純資産間の振替額

(単位：円)

科目	一般純資産	指定純資産	合計
指定純資産から一般純資産への振替額		△	
純資産変動額			

(注)

(振替理由) 需要のなくなった●●事業を廃止したため。

指定純資産から一般純資産への振替が発生した場合は貸借対照表に関する注記で振替額を記載し、振替理由を脚注で記載します。
※設例では、純資産間の振替は無く、記載する必要はありませんが、本資料では説明のため、ひな形のみ掲載しています。

(ポイント)

新会計基準では、指定純資産の振替は原則しないとされている点に留意。

<参考>

新会計基準における定め
純資産間の振替について

53. 純資産間（財源区分間）について、原則として指定純資産から一般純資産への振替はしない。ただし、資源提供者から使用の制約を受けた資源である指定純資産について、やむを得ない事情により指定された用途に使用できなくなった場合には、指定純資産から一般純資産への振替を行う。

54. 純資産間の振替がなされた場合には、貸借対照表の注記に振替金額及び理由を記載する。

次に、②活動計算書の注記 を説明します。

(1) 財源区分別内訳(現行の正味財産増減計算書の一般正味財産と指定正味財産の区分表示の代替)

18. 活動計算書の注記

(1) 財源区分別内訳

科 目		(単位:円)		
		一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分				
(1) 経常収益				
受取配当金		700,000		700,000
受取補助金			500,000	500,000
受取寄付金		140,000		140,000
経常収益計		840,000	500,000	1,340,000
(2) 経常費用				
公1事業費		650,000	50,000	700,000
管理費		20,000		20,000
経常費用計		670,000	50,000	720,000
経常収益費用差額		170,000	450,000	620,000
II その他活動区分				
(1) その他収益				
その他収益計		0	0	
(2) その他費用				
その他費用計		0	0	0
その他収益費用差額		0	0	0
税引前当期収益費用差額		170,000	450,000	620,000
法人税、住民税及び事業税		0	0	0
法人税等調整額		0	0	0
当期収益費用差額		170,000	450,000	620,000
期首一般純資産又は期首指定純資産		12,000	14,110,000	14,122,000
期末一般純資産又は期末指定純資産		182,000	14,560,000	14,742,000

設例では、固定資産の取得のために交付された国庫補助金(50万円)のみが指定純資産の増加収入となります。本注記では、当該国庫補助金50万円と、補助金で取得した固定資産の減価償却費5万円のみが、指定純資産の列に計上されていることがポイントです。

一般純資産として会計処理する収益(設例では受取配当金及び受取寄付金の2つ)は一般純資産の列に計上し、同収入を財源に支出した費用も一般純資産の列に計上します。

<ポイント>

- ①合計額はP/L本表の当年度の金額と一致します。
- ②一般純資産及び指定純資産の列に何の取引や金額を記載するか(吹き出しのコメント参照)
- ③設例は、財源区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、活動計算書の財源区分別内訳も会計記録をベースに作成しています。

(2) 会計区分及び事業区分別内訳 (現行の正味財産増減計算書内訳表に相当)

(2)会計区分及び事業区分別内訳

活動計算書 一般純資産の部

一般純資産について作成します。指定純資産の部の会計区分別内訳は、貸借対照表に関する注記の指定純資産の内訳と増減額及び残高で明らかになります。

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	合計
	公1			
経常収益	700,000	140,000		840,000
(うち共通受取寄付金)	0	0		0
経常費用	650,000	20,000		670,000
当期経常収益費用差額	50,000	120,000		170,000
その他収益	0	0		0
その他費用	0	0		0
その他収益費用差額	0	0		0
他会計振替額	0	0		0
税引前収益費用差額	50,000	120,000		170,000
法人税、住民税及び事業税	0	0		0
法人税等調整額	0	0		0
当期収益費用差額	50,000	120,000		170,000

(注)留意すべき箇所を赤字で記載しています。

ポイント

- ①PLの一般純資産について、会計区分別及び事業区分別内訳(本注記)を作成します。本注記は、中期的収支均衡算定の基礎資料となります。設例は、会計区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、本注記も会計記録をベースに作成しています。
- ②共通受取会費、共通受取寄付金など、法人内のルールにより、各会計区分へ配賦している収益がある場合は、配賦基準を記載します(新運用指針77項参照)。該当事項がある場合、配賦額を記載のうえ、脚注で配賦基準を記載します。設例では、寄付金を含め、すべての収益が各会計に直接対応しているため、配賦基準を記載していません。また、説明のため、うち、「共通受取寄付金」の行を記載していますが、該当なければ行を削除できると考えられます。※設例の受取寄付金は、法人会計に用途が指定されて入金されているため、共通受取寄付金ではない。
- ③他の会計区分における収益費用差額を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、「他会計振替額」として表示します。(新運用指針78項)。他会計振替額の使用方法是、現行会計基準と同様です。

（参考）公益社団・財団法人における会計区分別の区分経理は、法令及び公益認定等ガイドラインなどをよく理解して行う必要があります。（1/3）

第5章第1節第4

（1）公益目的事業財産（認定法第18条及び認定規則第41条）

①公益目的事業財産（区分経理を行う法人）

認定法第18条においては、公益法人が保有する財産のうち、以下の財産を「公益目的事業財産」として、内閣府令で定める正当な理由がある場合（③参照）を除き、公益目的事業のために使用又は処分しなければならないことを義務付けている。

（略）

○ 公益目的事業財産は、公益法人の会計基準に従い、公益目的事業会計に計上することとなる。

（略）

ア 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（認定法第18条第1号）

（公益目的事業以外のためのものを除く）

イ 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（同条第2号）

（公益目的事業以外のためのものを除く）

ウ 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産（同条第3号）

エ 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益の2分の1（同条第4号）

（略）

オ 不可欠特定財産（上記ア～エを除く）（同条第6号）

カ 公益認定を受けた日以後に徴収した経費（社団法人の会費（一般法人法第27条））のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額の2分の1又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産（同条第8号及び認定規則第41条第1号）
（略）

キ 公益認定を受けた日以後に公益目的事業財産以外の財産で公益目的事業会計に計上した財産（認定法第18条第7号及び認定規則第40条）

以下 略

詳細は公益認定等ガイドラインをご確認ください。

（参考）公益社団・財団法人における会計区分別の区分経理は、法令及び公益認定等ガイドラインなどをよく理解して行う必要があります。（2/3）

第5章第1節第4

（1）公益目的事業財産（認定法第18条及び認定規則第41条）

② 公益目的事業財産等（区分経理を行わない法人）

（略）

③ 内閣府令で定める正当な理由

ア 収益事業等を行わない法人が、日々の法人運営に充てる運転資金として、法人の運営を行うために必要な財産以外に財源が必要な場合（規則第38条第1号）

○ 適正な費用に限り、財源の不足を補うために必要な限度において、公益目的事業財産を支出することが可能。

○ 公益目的事業財産を支出可能な範囲については、法人会計上の資金を管理費に充て、なお資金が不足する場合に、その不足を補うために必要な限度において可能となる。

（略）

管理費に割り振る収益は、法人会計の収益に直接計上する（中期的収支均衡の判定（認定法第14条）においても公益目的事業に関する収入からは除かれることとなる。）。

イ 公益目的事業財産に係る債務を返済する場合（同条第2号及び第3号）※1

○ 法人内部の公益目的事業会計への他会計からの債務の返済については、以下の場合において、財産目録又は貸借対照表の注記に適切な表示が行われているものに限り、返済が認められる。

第4（1）①キのとおり、公益目的事業財産以外の財産を公益目的事業のために費消等する場合、当該財産は公益目的事業財産となるが、以下の場合については、他会計から公益目的事業会計へ財産を貸借したものとして取り扱われ、その返済は公益目的事業財産を減少させる正当な理由として認められる。

（i）公益目的事業の一時的な資金不足

（略）

（ii）資金不足により公益目的事業を継続することが困難な場合

（略）

○ なお、公益目的事業を継続するための資金不足が恒常的な場合には、当該法人の経理的基礎が疑われる可能性がある。

以下略

詳細は公益認定等ガイドラインをご確認ください。

※1：貸借対照表の他会計貸借勘定に関する定めです（本説明資料のP53参照）

（参考）公益社団・財団法人における会計区分別の区分経理は、法令及び公益認定等ガイドラインなどをよく理解して行う必要があります。（3/3）

第5章第1節第4

（2）区分経理（認定法第19条及び認定規則第42条及び第43条）

（略）

② 区分経理の方法（認定規則第42条等）

（略）

○ なお、複数の会計区分にまたがって支出される費用は、適正な基準によりそれぞれ会計区分の費用額に配賦しなければならないが、配賦が困難な費用（共通費用）については、公益目的事業と収益事業等とに関連する費用は収益事業等の費用として、公益目的事業又は収益事業等と法人の運営に係る費用に関連する費用は法人の運営に係る費用として経理することができる（認定規則第32条）。また、複数の公益目的事業又は収益事業等を行う場合において、各事業ごとに配賦することが困難な場合は、公益目的事業又は収益事業等に係る経理において、共通収益及び費用として表示することができる（認定規則第42条第2項ただし書）

（略）

③ 区分経理を行わないことができる公益法人の要件（認定規則第43条）※2

小規模法人の負担等に配慮し、収益事業等を行わない公益法人であって、各公益目的事業ごとの内訳を損益計算書に表示している場合（単一の公益目的事業のみを行う法人の場合、損益計算書の作成をもって当該要件は当然に満たす）には、区分経理を行わないことができることとしている。この場合には、法人運営を行うために必要な財産以外の財産を、全て、公益目的事業のために使用等しなければならないとされている（第4

（1）②参照）。

以下略

詳細は公益認定等ガイドラインをご確認ください。

※2：なお、赤枠の記載は、貸借対照表の会計区分別内訳の省略（小規模法人の負担軽減措置）に関連する定めです。配賦基準とは関係ありませんが、参考に記載しています。

（３）事業費・管理費の形態別区分（現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当。別表 F、G の代替）

（３）事業費・管理費の形態別区分

（単位：円）

	公益目的事業会計	法人会計	合計	配賦基準
給料手当	100,000	20,000	120,000	配賦基準：従事割合 共通費用120,000円を（公益10：法人2）で配分
支払助成金	550,000	0	550,000	
減価償却費	50,000	0	50,000	
合計	700,000	20,000	720,000	

PLの公1事業費と一致

PLの管理費と一致

PLの経常費用合計と一致

（ポイント）

- ・各会計区分別に経常費用の形態別分類（中科目別）の費用額を記載します。現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当する注記です。各会計の合計額が、PLの公1事業費、管理費と一致することを確認してください。
- ・各事業別（公1、公2）や科目を細分化した記載も構いません。
- ・複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載します。設例では、給料手当12万円は、共通費用だったと仮定し、各会計への配賦額（12万円）と配賦基準従事割合（公益10、法人2）で配賦した場合の記載例を示しています。
- ・配賦基準は、每期継続して採用する必要があります（新会計基準第42項参照）
- ・なお、費用按分の考え方や、配賦基準、管理費の例示については、現行制度と同様と考えられます（新会計基準第41項～43項参照）。

次に、③附属明細書（財務規律適合性に関する明細）
を説明します。

財務規律適合性に関する明細は、設例を使った簡易的な説明にとどめていきます。詳細な記載方法に関しては、公益認定等ガイドライン等を参照するようにしてください。

I 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細（1/2）

①50%繰り入れの場合のフォーマット。50%超繰入の場合は、フォーマットが異なる

中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細

以下の算定・用語は、認定規則第15条から第21条までに基づくものである

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額（前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字の確認）

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
	円		
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円

②当年度に繰り越された残存剰余額・欠損額を入力する欄です。新制度の初年度は、すべてゼロとなります（設例では空欄としています）

⑤公益充実資金の積立、取崩し（公益目的保有財産の取得等にかかわる部分除く）がある場合は要入力。また、公益充実資金がある場合はその明細の作成が必要（設例では公益充実資金はないため、省略）

③活動計算書の注記の（2）会計区分及び事業区分別内訳から、数値を転記します。

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益、経常費用		700,000 円	650,000 円		
減価償却費に係る調整（経常費用の控除対象）		円	0 円		
公益充実資金に関する収支（当期の取崩額（公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く）を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載）		0 円	0 円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	0 円		収入 ≥ 費用	収入 < 費用
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	0 円		年度剰余額（収入－費用）	年度欠損額（費用－収入）
合計		700,000 円	650,000 円	50,000 円	円

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益」欄に加算

④貸借対照表の注記（3）使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高の1. 公益目的保有財産の「公益充実資金の取り崩し又は剰余額の解消策に充てた額の管理」をもとに、数値を入力します。

⑥収益事業がある場合は入力するとともに、別表A（3）に相当する情報の作成が必要（設例では収益事業が無い前提のため別表A（3）に相当する情報の作成は省略）

⑦当事業年度の剰余額

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額（残存剰余額）
☒	50,000 円	0 円

暫定残存剰余額	通算した残存欠損額の発生事業年度				
50,000 円	通算額				
	通算額に残る額				

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額（残存剰余額）
	円	円
		通算額（収支相償の剰余金）
		円

残存欠損額	通算した残存剰余額の発生事業年度				
G 円	通算額				
	通算額に残る額				

⑧年度剰余額が生じた場合は、過去4年間（ただし、新制度施行後に限る）の残存欠損額と通算可能。設例では通算できる欠損はない。

I 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細（2/2）

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

発生事業年度					暫定残存 剰余額	
解消対象となる 剰余額					50,000	円
解消額					0	円
翌事業年度に 繰り越す残存 剰余額					50,000	円

⑨過去4年間（ただし、新制度施行後に限る）の残存欠損額と通算後も剰余額が残る場合は、公益目的保有財産の取得等に充てることで解消可能。

該当ある場合は、別表A（4）（剰余額解消策の明細）に相当する明細の作成が必要となる。設例では、公益的保有財産の取得等による解消は「なし」としているため、省略。

なお、剰余金の解消で公益目的保有財産を取得した場合は、その減価償却費は中期的収支均衡の算定上調整対象となる（前頁の④の吹き出し参照）

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額（翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認）

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
	円		
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
令和7年度	50,000 円	円	円

⑩来年度に繰り越される残存剰余額である。当期に発生した残存剰余額（設例では5万円）は、来期以降の5年間で解消する必要がある。
（スライド上の発生事業年度の記載は、当期がR7年度だった場合の記載です）

I 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細（参考）

公益認定等ガイドライン

第5章第一節第1(2)④その他

イ 過去の数値がない場合の措置（認定規則附則第3項から第6項まで）

新制度施行後最初の事業年度や公益認定を受けた事業年度においては、過去の数値（過年度残存剰余額、過年度残存欠損額及び過年度特例残存欠損額）が存在しないことから、これらの数値に係る部分は考慮せずに、当該事業年度に生じる残存損剰余額等を算定する（①通常の算定方法の場合、残存剰余額＝年度剰余額－解消額と、残存欠損額＝年度欠損額となり、②特例算定方法の場合、特例費用額における過年度特例残存欠損額は0として算定する。）。

ウ 旧制度において生じた剰余金の取扱いについて（認定規則附則第2項）

○ 従来の収支相償原則では、収入の額が費用の額を超える場合には、「公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合には、翌年度又は翌々年度に事業の拡大等により同程度の損失となるようにする。」「事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件ごとに判断する」旨が旧ガイドライン等において定められていた。

○ 中期的収支均衡への移行に際し、解消されないままの剰余金が残っている法人が存在することが想定されるが、当該剰余金は旧制度の取扱いに沿って解消される必要がある。したがって、施行日以後に開始する最初の事業年度（新制度が適用される初年度）において、従来の収支相償の下で解消されずに残っている剰余金がある場合には、年度欠損額があればまず年度欠損額と当該剰余金とを通算し（複数事業年度の剰余金がある場合には古い事業年度のものから通算する）、通算後の額を当該事業年度の年度欠損額とする。

○ また、剰余金を、公益目的保有財産の取得又は改良に充てることで解消することもできる。さらに、事業の性質上特に必要がある場合には、剰余金について個別の事情について案件毎に判断する。

【行政庁による監督の考え方】

発生から2年以上が経過した剰余金が生じたまま残っている場合、行政庁は当該剰余金の解消について必要な監督措置を執ることとし、当該剰余金以外の剰余金が生じたまま残っている場合、行政庁は翌事業年度における解消計画を確認し、翌事業年度においても更に解消されずに残る剰余金がある場合、当該剰余金について必要な監督措置を執ることとする。

参考 新運用指針

【旧制度における未解消の剰余金がある場合】

新制度施行（令和7年4月1日）より前に開始した事業年度における、収支相償の判定上未解消の剰余金がある場合には、発生年度別の未解消の金額、当該事業年度に解消した剰余金があれば、その金額及び内容を記載

参考に、旧制度において生じた剰余金がある場合のひな型を新運用指針から掲載した。設例では、旧制度において生じた剰余金はないため、作成不要。

Ⅱ 公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細

公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細

以下の算定・用語は、認定規則第24条から第32条までに基づくものである

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額	700,000	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額	820,000	円
公益目的事業比率	85	%

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額	700,000	円
調整額		
土地の使用に係る費用額		円
融資に係る費用額		円
無償の役務の提供等に係る費用額		円
公益充実資金積立額		円
公益充実資金取崩額		円
引当金の取崩額		円
財産の譲渡損等		円
調整額計	0	円
公益実施費用額	700,000	円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額	0	円
調整額		
土地の使用に係る費用額		円
融資に係る費用額		円
無償の役務の提供等に係る費用額		円
特定費用準備資金積立額		円
特定費用準備資金取崩額		円
引当金の取崩額		円
財産の譲渡損等		円
調整額計	0	円
収益等実施費用額	0	円

管理運営費用額の計算		
管理費の額	20,000	円
調整額		
土地の使用に係る費用額		円
融資に係る費用額		円
無償の役務の提供等に係る費用額		円
特定費用準備資金積立額	100,000	円
特定費用準備資金取崩額		円
引当金の取崩額		円
財産の譲渡損等		円
調整額計	100,000	円
管理運営費用額	120,000	円

①新別表B（1）に相当する当明細は、活動計算書の注記（3）事業費・管理費の形態別区分を基礎に作成しています。なお、ここでの費用額には、指定純資産の部の費用も入るので、注意。

②設例では、法人会計で特定費用準備資金を計上しているため、その積立額10万円を記載します

Ⅲ 使途不特定財産額の保有制限の判定（１／２）

使途不特定財産額（公益目的事業継続予備財産に係るものを含む）に関する数値及びその計算の明細

以下の算定・用語は、認定規則第33条から第37条までに基づくものである

使途不特定財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）
－（控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額

①貸借対照表の注記
（３）使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高から転記します。

②B/Sから転記（ただし、控除対象財産除く）。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部	
控除対象財産の額	14,860,000 円
流動資産（控除対象財産以外）の額	82,000 円
固定資産（控除対象財産以外）の額	0 円
資産計	14,942,000 円

負債の部	
控除対象財産に直接対応する負債の額	円
流動資産（控除対象財産以外）に直接対応する負債の額	円
固定資産（控除対象財産以外）に直接対応する負債の額	円
引当金勘定の合計額	円
その他負債（各資産に直接対応しない負債）の額	円
負債の合計額	円
純資産の部	
一般社団・財団法人法第131条の基金の額	0 円
指定純資産の額	14,760,000 円
一般純資産の額	182,000 円
負債の部及び純資産の部合計	14,942,000 円

③B/Sから転記。
なお、その他有価証券評価差額金（指定純資産に係るもの）は、指定純資産の額に含めています

④使途不特定財産の保有上限額の計算で使用する公益目的事業費は、活動計算書上の費用を基礎に計算する。一般純資産に係る費用だけでなく、指定純資産に係る費用を含む。
これに、公益充実資金の積立額、取り崩し額等を調整して上限額を計算する。

2. 使途不特定財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

事業年度（過去5年間）	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額
	円
	円
	円
令和5年度	0 円
令和6年度	590,000 円

保有上限額	
☐ 基本（過去5年間の平均値）	円
☐ 当該事業年度の値	円
☒ 前事業年度の値	590,000 円
（当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載） 設立から3期目であり、過去5年間の実績がないため。	

⑤使途不特定財産の保有上限額は、基本は公益目的事業費の過去5年間の平均値だが、設例では3年間しか実績がないため、前事業年度の値としている。

（当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

当該事業年度	700,000 円
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費（一般純資産及び指定純資産に係るもの）の額	700,000 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ	0 円
公益充実資金の積立額（上限あり）	0 円
計	700,000 円
公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	0 円
財産の譲渡損、評価損等の額	0 円
公益充実資金の取崩額	0 円
控除額計	0 円

Ⅲ 使途不特定財産額の保有制限の判定（2/2）

3. 使途不特定財産額の計算

資産の額	14,942,000	円
負債の額	0	円
一般社団・財団法人法 第131条の基金の額	0	円

控除対象財産の額	14,860,000	円
対応負債の額	0	円
公益目的事業継続予備財産の額	0	円
使途不特定財産額 (0以下の場合は0)	82,000	円

⑥使途不特定財産の金額が計算される。

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法		
控除対象財産の額	14,860,000	円
控除対象財産に直接対応する負債の額	0	円
指定純資産の額	14,760,000	円
引当金勘定の合計額	0	円
各資産に直接対応する負債の額	0	円
その他負債の額	0	円
一般純資産の額	182,000	円
対応負債の額	0	円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法		
控除対象財産の額		円
指定純資産の額		円
引当金勘定の合計額		円
その他負債の額		円
一般純資産の額		円
対応負債の額		円

⑦対応負債の計算方法を選択する（設例は、認定規則第36条第7項の方法を選択）

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額	590000	円
使途不特定財産額	82,000	円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	適合	

⑧判定結果

2. 2 （参考）貸借対照表内訳表を棚卸法的に作成する方法 （公益社団・財団法人向けの解説）

貸借対照表の会計区分別内訳は、每期、棚卸法的に作成することが容認されています。ここからは、貸借対照表の会計区分別内訳を棚卸法的に作成する手順について、設例を使って説明します。

貸借対照表の会計区分別内訳を棚卸法的に作成する方法は、令和5年度の公益法人の会計に関する研究会の報告書に記載されています。

貸借対照表会計区分別内訳の作成方法

公益法人が従来から作成している財務諸表等及び定期提出書類との整合を考慮した、会計区分別内訳の作成方法として、以下が考えられる

① 「会計区分別内訳」における各勘定科目の合計額は、貸借対照表と一致。「会計区分別内訳」における各会計区分の指定純資産・一般純資産期末残高は、正味財産増減計算書内訳表と一致

※ 正味財産増減計算書内訳表について未作成又は会計区分別正味財産期末残高を省略等の理由から、①で各会計区分の指定純資産・一般純資産期末残高が確定しない場合、別表H(1)の公益目的取得財産残額（当該金額に疑念がある場合は、別表C(2)における公益目的事業に係る控除対象財産額以上を目安とすることが考えられる）との整合を考慮して決定することが考えられる

② 別表C(2)、別表C(3)や財務諸表に対する注記等における基本財産や特定資産に関する記載に基づいて、各会計区分における基本財産、特定資産、その他固定資産の一部及び純資産充当額の金額を決定

③ 財産目録における使用目的欄等の記載並びに法人が作成している勘定明細及び総勘定元帳等における資産・負債の内容に基づき、各会計区分における現金預金以外の流動資産、流動負債等の金額を決定

④ 財産目録における使用目的欄の記載や正味財産増減計算書内訳表、別表F(1)、別表F(2)等における会計区分別の関連する収益や費用の金額（割合）に基づき、各会計区分における引当金や減価償却資産等の共用資産・共用負債の金額を決定

⑤ 負債及び純資産における各勘定科目の会計区分別金額が確定すると、それらの金額を合計して、各会計区分の負債合計や負債及び純資産合計の期末残高を決定

⑥ 会計区分別の負債及び純資産合計の期末残高と一致するように、会計区分別の資産合計の期末残高を決定

⑦ 会計区分別の資産合計の期末残高から、対応する各資産科目の金額を控除して、会計区分別の現金預金の残高を決定

⑧ 各会計区分の現金預金残高がマイナスになるなど不自然な点がある場合、まずは会計区分間貸借による調整で解消。当該貸借が返済見込みのある一時的なものの場合は、当該貸借を残す。返済見込みのない場合は、他会計振替による会計区分間の資産負債の移動等の対応策を検討。なお、公益認定法第18条に反する方法は認められないと考える

出所：令和5年度研究会報告

(注)財務書類、別表の名称等は新制度・新会計基準へ適宜読み替えてください。

ステップ1 合計残高試算表の確定

(前提)

- ・会計区分別の区分経理は、継続記録法では行っておらず、決算時に会計システム外で行うものとする。
- ・活動計算書の会計区分別内訳は、決算作業時に収益・費用の内容を個別に確認し、作成するものとする。
- ・貸借対照表の会計区分別内訳は、令和5年度研究会報告を参考に財産目録等から、棚卸法的に作成するものとする。
- ・財源区分別の情報は、継続記録法で作成しているものとする。
- ・その他の条件は、これまでの設例（ 2. 1 の設例）と同一とする。

作業手順

- ・決算整理仕訳などを入力し、合計残高試算表を確定させます。
- ・下記は、設例の合計残高試算表です。

勘定科目名	借方残高	貸方残高
現金預金	292,000	
什器備品	450,000	
投資有価証券	14,200,000	
指定純資産		14,110,000 期首残高
一般純資産		12,000 期首残高
その他有価証券評価差額金（指定純資産）		200,000
受取配当金		700,000
受取補助金		500,000
受取寄付金		140,000
給料手当	120,000	
支払助成金	550,000	
減価償却費	50,000	
合計	15,662,000	15,662,000

0

ステップ2 活動計算書の財源別・会計区分別内訳の作成

作業手順

- ・次に、活動計算書の財源別（一般純資産・指定純資産の別）・会計区分別の内訳を作成します。「合計欄」は、合計残高試算表の収益・費用科目と一致します。
- ・収益・費用の各会計区分への按分は、各取引の内容を個別に確認し、公益認定等ガイドライン等の規定を参照しつつ、配分を行います。例えば、受取配当金700,000円（一般純資産）は、公益目的事業に係るものなので、公益目的事業に按分します。

(単位:円)

科 目	一般純資産の部				指定純資産の部				合計
	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	小計	公益目的事業会計	法人会計	内部取引等消去	小計	
	公1				公1				
I 経常活動区分									
(1) 経常収益									
受取配当金	700,000			700,000				0	700,000
受取補助金				0	500,000			500,000	500,000
受取寄付金		140,000		140,000				0	140,000
経常収益	700,000	140,000		840,000	500,000	0		500,000	1,340,000
(2) 経常費用									
給料手当	100,000	20,000		120,000				0	120,000
支払助成金	550,000			550,000				0	550,000
減価償却費				0	50,000			50,000	50,000
経常費用	650,000	20,000		670,000	50,000	0		50,000	720,000
当期経常収益費用差額	50,000	120,000		170,000	450,000	0		450,000	620,000
II その他活動区分									
(1) その他収益									
その他収益	0	0		0	0	0		0	0
(2) その他費用									
その他費用	0	0		0	0	0		0	0
その他収益費用差額	0	0		0	0	0		0	0
他会計振替額	0	0		0	0	0		0	0
税引前収益費用差額	50,000	120,000		170,000	450,000	0		450,000	620,000
法人税、住民税及び事業税	0	0		0	0	0		0	0
法人税等調整額	0	0		0	0	0		0	0
当期収益費用差額	50,000	120,000		170,000	450,000	0		450,000	620,000
期首純資産額	0	12,000		12,000	14,110,000	0		14,110,000	14,122,000
期末純資産額	50,000	132,000		182,000	14,560,000	0		14,560,000	14,742,000

(期首純資産額について)

前期の決算資料等から転記しますが、従来、正味財産増減計算書内訳表において、会計区分別の正味財産を省略していたなどの理由で、財源別・会計区分別期首純資産額が得られない場合は、対応方法を事前に検討しておく必要があります。

具体的には、会計区分別の「開始貸借対照表」を作成し、会計区分別の資産・負債・指定純資産・その他有価証券評価差額金の金額を棚卸法的に確定させ、差額で一般純資産の額を算出する方法などが想定されます。また、令和5年度会計研究会報告では、別表H(1)の公益目的取得財産残額（当該金額に疑念がある場合は、別表C(2)における公益目的事業に係る控除対象財産額以上を目安とすることが考えられる）との整合を考慮して決定する方法が示されていますが、別表H(1)の公益目的取得財産残額は公益目的事業会計の期首純資産額（一般純資産と指定純資産額の合計）の参考値になると考えられます。

ステップ3 貸借対照表の会計区分別内訳の作成 (1/3)

作業手順

- ・まず、合計残高試算表から合計額を転記するとともに、前頁で作成した活動計算書の財源別・会計区分別内訳から純資産残高を転記します。

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計	計算チェック
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金					292,000	△ 292,000
流動資産合計					292,000	
2. 固定資産						
(1) 有形固定資産						
什器備品					450,000	△ 450,000
有形固定資産合計					450,000	
(2) 無形固定資産						
無形固定資産合計					0	0
(3) その他固定資産						
投資有価証券					14,200,000	△ 14,200,000
その他固定資産合計					14,200,000	△ 14,200,000
固定資産合計					14,650,000	△ 14,650,000
資産合計					14,942,000	△ 14,942,000
II 負債の部						
1. 流動負債						
流動負債合計					0	
2. 固定負債						
固定負債合計					0	
負債合計					0	
III 純資産の部						
1. 指定純資産	14,560,000		0		14,560,000	0
2. 一般純資産	50,000		132,000		182,000	0
3. その他有価証券評価差額金	200,000		0		200,000	0
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)				(200,000)	0
(うち一般純資産に係る評価差額金)					(0)	0
純資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000	0
負債及び純資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000	0

②会計区分別の純資産は、前頁で作成した活動計算書の財源別・会計区分別内訳から転記します。その他有価証券評価差額は、投資有価証券の計上区分をもとに決定します。

①「合計欄」は合計残高試算表の資産・負債・純資産から転記。純資産は当期の損益を入れた後の残高で転記する。計算チェック欄は、公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計・内部取引消去欄の合計との整合性チェックに使用。計算チェック欄が全てゼロになったら、完成です。

ステップ3 貸借対照表の会計区分別内訳の作成 (2/3)

作業手順

- ・次に、財産目録、控除対象財産の明細、その他の補助簿等を使い、資産・負債を按分し
- ・負債及び純資産（貸方合計）→資産合計（借方合計）の順に残高を確定させます。

③財産目録や控除対象財産の明細から、転記します。

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	160,000	指定寄附資金	100,000		292,000
流動資産合計	160,000	+ 特定資産	100,000		292,000
2. 固定資産					
(1) 有形固定資産	450,000	公益目的保有財産			450,000
什器備品	450,000				450,000
有形固定資産合計	450,000		0	0	450,000
(2) 無形固定資産					
無形固定資産合計	0		0	0	0
(3) その他固定資産					
投資有価証券	14,200,000	基本財産	0	0	14,200,000
その他固定資産合計	14,200,000		0	0	14,200,000
固定資産合計	14,650,000		0	0	14,650,000
資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000
II 負債の部					
1. 流動負債					
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	0	0	0	0	0
III 純資産の部					
1. 指定純資産	14,560,000		0		14,560,000
2. 一般純資産	50,000		132,000		182,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000		0		200,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)				(200,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)					(0)
純資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000
負債及び純資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000

計算チェック

△ 32,000

⑦最後に現金預金を調整します。現金預金の32000円の不一致は、⑥で確定した資産合計との整合性の観点から、法人会計に配分します。次頁へ。

④設例では省略していますが、その他の資産、負債も財産目録の使用目的等をもとに各会計へ按分します。

⑤ここまでくると、固定資産合計、負債合計、純資産合計、負債純資産合計が確定します。

ステップ3 貸借対照表の会計区分別内訳の作成 (3/3)

作業手順

- 最後に現金預金の残高を、合計残高試算表や、会計区分別の資産合計と一致させるように調整し、完成です。

⑧前頁の100,000円に、32,000円を足して、132,000円となります。

⑨計算チェック欄がすべてゼロになり、これで貸借対照表の会計区分別内訳は完成です。

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	160,000		132,000		292,000
未収金					0
流動資産合計	160,000		132,000		292,000
2. 固定資産					
(1) 有形固定資産					
什器備品	450,000				450,000
有形固定資産合計	450,000	0	0	0	450,000
(2) 無形固定資産					
無形固定資産合計	0	0	0	0	0
(3) その他固定資産					
投資有価証券	14,200,000	0	0	0	14,200,000
その他固定資産合計	14,200,000	0	0	0	14,200,000
固定資産合計	14,650,000	0	0	0	14,650,000
資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金					0
流動負債合計	0	0	0	0	0
2. 固定負債					
退職給付引当金					0
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	0	0	0	0	0
III 純資産の部					
1. 指定純資産	14,560,000		0		14,560,000
2. 一般純資産	50,000		132,000		182,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000		0		200,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)				(200,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)					(0)
純資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000
負債及び純資産合計	14,810,000	0	132,000	0	14,942,000

計算チェック

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

0

2. 3 B/S、P/L及び注記の変更点 (移行法人向けの解説)

ここからは移行法人向けの説明ですが、
新会計基準（令和6年会計基準）を適用予定の一般法人の方も参考になる
内容となっています。移行法人特有の論点は適宜読み替えてください。

設例の設定

【前提】

- ・会計区分は、実施事業等会計（継1）、法人会計の2つ。B/SもP/Lも区分経理を行うものとする。
- ・公益目的支出計画を実行中の一般財団法人（移行法人）である。
- ・有価証券の保有目的は「その他有価証券」とし、有価証券には時価があるものとする。
- ・勘定科目名、財務諸表等の様式は新運用指針に準拠するが、一部、設例用となっている。

【取引】

（１）前々期以前

過年度に、発起人より、基本財産として保有し、配当金を公益事業（現在の実施事業等会計（継1））に使用することの指定を受け、株式（投資有価証券）14,000,000の寄贈を受けた。

説明の便宜上、前々期以前の取引は、本件のみとする。

（２）前期

以下の取引が発生した。

- ・基本財産の配当金が入金 700,000 （継1）
- ・当該配当金を財源に、継1で、事業費（給料手当90,000、支払助成金500,000）を費用計上
- ・法人会計の財源として、寄付金30,000が入金。
- ・管理費（給料手当18,000）を費用計上
- ・決算時の株式の時価が14,100,000（前期より時価が100,000増加）であった。

（３）当期

以下の取引が発生した。

- ・基本財産の配当金が入金 700,000 （継1）
- ・当該配当金を財源に、継1で、事業費（給料手当100,000、支払助成金550,000）を費用計上
- ・法人会計の財源として、寄付金140,000が入金
- ・管理費（給料手当20,000）を費用計上するとともに、○周年事業積立資産を100,000積立。
- ・国庫補助金が500,000交付され、当該補助金を財源に什器備品500,000を購入。
- ・上記資産の減価償却費を50,000計上
- ・決算時の株式の時価は14,200,000（前期より時価が100,000増加）であった。

設例による解説

移行法人向け
(一般法人は適宜読み替え)

前頁の設例から、現行基準の貸借対照表と正味財産増減計算書は次のようになります(仕訳は省略)

B/S、PL(現行基準)

貸借対照表

X年 3月31日現在

一般財団法人XXXX (単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	32,000	12,000	20,000
流動資産合計	32,000	12,000	20,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000
基本財産合計	14,200,000	14,100,000	100,000
(2) 特定資産			
実施事業積立資産	160,000	110,000	50,000
○周年事業積立資産	100,000	0	100,000
什器備品	450,000	0	450,000
特定資産合計	710,000	110,000	150,000
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	450,000
固定資産合計	14,910,000	14,210,000	700,000
資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取配当金	160,000	110,000	50,000
国庫補助金	450,000	0	450,000
寄付金	14,200,000	14,100,000	100,000
指定正味財産合計	14,810,000	14,210,000	600,000
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)	(14,100,000)	100,000
(うち特定資産への充当額)	(610,000)	(110,000)	500,000
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	132,000	12,000	120,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(0)	100,000
正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
負債及び正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000

正味財産増減計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

一般財団法人XXXX (単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
受取配当金振替額	650,000	590,000	60,000
受取補助金等			
受取補助金等振替額	50,000	0	50,000
受取寄付金			
受取寄付金	140,000	30,000	110,000
経常収益計	840,000	620,000	220,000
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	100,000	90,000	10,000
支払助成金	550,000	500,000	50,000
減価償却費	50,000		50,000
管理費			
給料手当	20,000	18,000	2,000
経常費用計	720,000	608,000	112,000
評価損益等調整前当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	120,000	12,000	108,000
一般正味財産期首残高	12,000	0	12,000
一般正味財産期末残高	132,000	12,000	120,000
II 指定正味財産増減の部			
受取配当金	700,000	700,000	0
受取補助金等	500,000	0	500,000
基本財産評価損益等	100,000	100,000	0
一般正味財産への振替額	△ 700,000	△ 590,000	△ 110,000
当期指定正味財産増減額	600,000	210,000	390,000
指定正味財産期首残高	14,210,000	14,000,000	210,000
指定正味財産期末残高	14,810,000	14,210,000	600,000
III 正味財産期末残高	14,942,000	14,222,000	720,000

※内訳表の掲載は省略しています。

※現行基準の仕訳は、公益社団・財団法人向けのスライドを参照

ここからは、現行基準の貸借対照表（BS）と正味財産増減計算書（PL）が、新会計基準では、どのように変わるのかを、次頁から説明いたします。

なお、会計処理や、BS、PLの表示方法（見え方）が変わりますが、会計処理等の前提となる「取引」は何ら変わっておりません。

貸借対照表(B/S)は以下のように変わります。どこが変わっているかを探してみてください

現行基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

一般財団法人XXXX	科 目	当年度	前年度	増 減
I	資産の部			
1.	流動資産			
	現金預金	32,000	12,000	20,000
	流動資産合計	32,000	12,000	20,000
2.	固定資産			
(1)	基本財産			
	投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000
	基本財産合計	14,200,000	14,100,000	100,000
(2)	特定資産			
	実施事業積立資産	160,000	110,000	50,000
	○周年事業積立資産	100,000	0	100,000
	什器備品	450,000	0	450,000
	特定資産合計	710,000	110,000	150,000
(3)	その他固定資産			
	その他固定資産合計	0	0	450,000
	固定資産合計	14,910,000	14,210,000	700,000
	資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
II	負債の部			
1.	流動負債			
	流動負債合計	0	0	0
2.	固定負債			
	固定負債合計	0	0	0
	負債合計	0	0	0
III	正味財産の部			
1.	指定正味財産			
	受取配当金	160,000	110,000	50,000
	国庫補助金	450,000	0	450,000
	寄付金	14,200,000	14,100,000	100,000
	指定正味財産合計	14,810,000	14,210,000	600,000
	(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)	(14,100,000)	100,000
	(うち特定資産への充当額)	(610,000)	(110,000)	500,000
2.	一般正味財産			
	一般正味財産合計	132,000	12,000	120,000
	(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0
	(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(0)	100,000
	正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000
	負債及び正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX	科 目	当年度	前年度
I	資産の部		
1.	流動資産		
	現金預金	292,000	122,000
	流動資産合計	292,000	122,000
2.	固定資産		
(1)	有形固定資産		
	什器備品	450,000	0
	有形固定資産合計	450,000	0
(2)	無形固定資産		
	無形固定資産合計	0	0
(3)	その他固定資産		
	投資有価証券	14,200,000	14,100,000
	その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
	固定資産合計	14,650,000	14,100,000
	資産合計	14,942,000	14,222,000
II	負債の部		
1.	流動負債		
	流動負債合計	0	0
2.	固定負債		
	固定負債合計	0	0
	負債合計	0	0
III	純資産の部		
1.	指定純資産	14,560,000	14,110,000
2.	一般純資産	182,000	12,000
3.	その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
	(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
	(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
	純資産合計	14,942,000	14,222,000
	負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

変わったポイント（詳細は次頁以降で解説）

- ①基本財産、特定資産の扱い
- ②固定資産の部の表示区分
- ③純資産の部の表示方法、会計処理方法

①基本財産、特定資産の扱い

新基準

貸借対照表
X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX (単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	292,000	122,000
流動資産合計	292,000	122,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	450,000	0
有形固定資産合計	450,000	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産合計	0	0
(3) その他固定資産		
投資有価証券	14,200,000	14,100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000
資産合計	14,942,000	14,222,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計	0	0
III 純資産の部		
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000
2. 一般純資産	182,000	12,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
純資産合計	14,942,000	14,222,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

現金預金の残高が、現行基準よりも増えている理由を説明できるかがポイントです（理由は右記）。

(参考)現行基準

科 目	当年度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	32,000

平成20年会計基準

新会計基準

基本財産
-投資有価証券

その他固定資産
-投資有価証券

特定資産
-公益事業積立資産
-〇周年事業積立資産

現金預金

変わったポイント

①基本財産、特定資産の扱い

従来、基本財産、特定資産に計上されていた現金預金、投資有価証券等は、構成資産の内容に応じて、表示科目が変更になります。例えば、特定資産の中身の資産が「預金」であれば、流動資産の現金預金で表示し、投資有価証券であれば、その他固定資産の投資有価証券で表示します。

なお、基本財産・特定資産の情報は必要に応じて注記で明示することが可能です。詳細は後述します。

②固定資産の部の表示区分の変更

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	292,000	122,000
流動資産合計	292,000	122,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	450,000	0
有形固定資産合計	450,000	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産合計	0	0
(3) その他固定資産		
投資有価証券	14,200,000	14,100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000
資産合計	14,942,000	14,222,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計	0	0
III 純資産の部		
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000
2. 一般純資産	182,000	12,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
純資産合計	14,942,000	14,222,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

平成20年会計基準

固定資産の部
基本財産
特定資産
その他の固定資産

新会計基準

固定資産の部
有形固定資産
無形固定資産
その他固定資産

変わったポイント

②固定資産の部の表示区分の変更

固定資産の部は、従来、基本財産、特定資産、その他の固定資産の分類でした。

新会計基準では、有形固定資産、無形固定資産、その他固定資産の分類に変更されます。

③純資産の部の表示方法、会計処理方法

新基準

貸借対照表

X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	292,000	122,000
流動資産合計	292,000	122,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	450,000	0
有形固定資産合計	450,000	0
(2) 無形固定資産		
無形固定資産合計	0	0
(3) その他固定資産		
投資有価証券	14,200,000	14,100,000
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000
固定資産合計	14,650,000	14,100,000
資産合計	14,942,000	14,222,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	0
2. 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計	0	0
III 純資産の部		
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000
2. 一般純資産	182,000	12,000
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000
(うち指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)
(うち一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)
純資産合計	14,942,000	14,222,000
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000

指定純資産、一般純資産の残高が、現行基準と違う理由を説明できるかがポイントです（理由は右記）。

(参考) 現行基準

科 目	当年度
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
受取配当金	160,000
国庫補助金	450,000
寄付金	14,200,000
指定正味財産合計	14,810,000
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)
(うち特定資産への充当額)	(610,000)
2. 一般正味財産	
一般正味財産合計	132,000
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(100,000)
正味財産合計	14,942,000

	平成20年会計基準	新会計基準
B/S 純資産の表示	正味財産の部 指定正味財産 一般正味財産	純資産の部 指定純資産 一般純資産 その他有価証券評価差額金
その他有価証券の時価評価差額の会計処理	P/Lに計上し、B/S上は一般正味財産か指定正味財産に計上	B/Sの純資産の部に直接計上(いわゆる、純資産直入) ※部分純資産直入法も可
金融資産の運用の果実(受取配当金など)	指定正味財産 or 一般正味財産	一般純資産

変わったポイント

③純資産の部の表示方法、会計処理方法

「正味財産の部」の名称が、「純資産の部」に変更になり、一般正味財産、指定正味財産も、それぞれ一般純資産、指定純資産に変更されました。

その他有価証券の時価評価差額について、活動計算書(PL)に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直入する会計処理に変更になっています。

そのほか、指定純資産の範囲について、見直しが行われています。具体的には、金融資産の運用の果実(利息や受取配当金など)は、金融資産の財源の如何に関わらず、一般純資産として会計処理することになりました。

設例による解説（新会計基準P/L）

移行法人向け
(一般法人は適宜読み替え)

損益計算書(P/L)は以下のように変わります。どこが変わっているかを探してみてください

現行基準

正味財産増減計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

一般財団法人XXXX (単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
受取配当金振替額	650,000	590,000	60,000
受取補助金等			
受取補助金等振替額	50,000	0	50,000
受取寄付金			
受取寄付金	140,000	30,000	110,000
経常収益計	840,000	620,000	220,000
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	100,000	90,000	10,000
支払助成金	550,000	500,000	50,000
減価償却費	50,000		50,000
管理費			
給料手当	20,000	18,000	2,000
経常費用計	720,000	608,000	112,000
評価損益等調整前当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	120,000	12,000	108,000
一般正味財産期首残高	12,000	0	12,000
一般正味財産期末残高	132,000	12,000	120,000
II 指定正味財産増減の部			
受取配当金	700,000	700,000	0
受取補助金等	500,000	0	500,000
基本財産評価損益等	100,000	100,000	0
一般正味財産への振替額	△ 700,000	△ 590,000	△ 110,000
当期指定正味財産増減額	600,000	210,000	390,000
指定正味財産期首残高	14,210,000	14,000,000	210,000
指定正味財産期末残高	14,810,000	14,210,000	600,000
III 正味財産期末残高	14,942,000	14,222,000	720,000



新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

変わったポイント（詳細は次頁以降で解説）

(※名称だけでなく、内容が大きく変わっています。)

①財源区分（指定純資産、一般純資産）と振替処理の扱い

②費用の表示方法

③評価損益等の表示方法

①財源区分（指定純資産、一般純資産）と振替処理の扱い

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

経常収益や段階損益が変わる理由を説明できるかがポイントです。

(参考) 現行基準

科 目	当年度	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益		
受取配当金振替額	650,000	
受取補助金等		
受取補助金等振替額	50,000	
受取寄付金		
受取寄付金	140,000	
経常収益計	840,000	
(中略)		
当期経常増減額	120,000	
II 指定正味財産増減の部		
受取配当金		700,000
受取補助金等		500,000
基本財産評価損益等		100,000
一般正味財産への振替額		△ 700,000

	平成20年会計基準	新会計基準
PL本表における財源区分	あり	財源区分なし (注記に移動)
振替処理	あり	廃止

変わったポイント

①財源区分（指定純資産、一般純資産）と振替処理の扱い

新会計基準では、一般純資産と指定純資産の財源で区別する会計処理は現行基準と同じですが、一般純資産、指定純資産の財源区分はPL本表ではなく注記で開示する扱いに変更になり、PL本表では、公益法人全体としての損益を「経常活動区分」と「その他活動区分」に分けて表示することになりました。

このPL本表における財源区分の見直しに伴い、いわゆる「振替処理（注）」は廃止されました。

これらの影響により、収益に属する勘定科目の金額の「見え方」が大きく変わっており、また、PL本表における段階損益にも影響しています。

(注) 振替処理

公益法人会計基準では、平成16年会計基準以来、指定正味財産を財源とする資産について、使途の指定が解除されたとき、PLにおいて指定正味財産の部から一般正味財産の部の収益へ振り替えて、一般正味財産の部において費消する取扱いを行っていた。この会計処理を「振替処理」と呼んでいた。

新会計基準では、振替処理が廃止されたが、寄付者が指定した使途である事業を公益法人側が廃止した場合など、例外的に振替が生じる事象がある。この場合の振替は、PLの財源区分別注記で開示される。

②費用の表示方法の変更

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

（単位:円）

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

費用科目の分類方法が変わっています。

（参考）現行基準

科 目	当年度
(2) 経常費用	
事業費	
給料手当	100,000
支払助成金	550,000
減価償却費	50,000
管理費	
給料手当	20,000

	平成20年会計基準	新会計基準
費用の表示方法	形態別分類	活動別分類（機能別分類） （形態別分類は注記に移動）

変わったポイント

②費用の表示方法の変更

費用科目の表示方法については、「公1事業費」「継1事業費」「収益事業費」「管理費」等の活動別分類（機能別分類）に変更となりました。

現行の形態別分類による情報は、注記で開示する方針となっています。

③評価損益等の表示方法

新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000

P/Lの評価損益の行はなくなっています。

(参考) 現行基準

科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
評価損益等計	0
II 指定正味財産増減の部	
基本財産評価損益等	100,000

	平成20年会計基準	新会計基準
〇〇評価損益等	P/Lにあり	PLの評価損益等の行は廃止

変わったポイント

③評価損益等の表示方法

新会計基準では、その他有価証券の時価評価差額の会計処理が、いわゆる純資産直入に変更になったこともあり、PLの評価損益等の行が廃止されました。

なお、現行会計基準で〇〇評価損益等を含めることとされている投資有価証券の売却損益は、新会計基準では、その他活動区分の投資有価証券売却益（損）に計上します。

次に、注記がどのように変わるのかを説明します。
新会計基準適用の影響を大きく受ける以下の注記を①から順に説明します。

- ①貸借対照表の注記
- ②活動計算書の注記

※現行会計基準の取り扱いと大きく変わらない箇所は省略しています。

（１）会計区分別内訳（現行の貸借対照表内訳表の代替）

5. 貸借対照表の注記 (1) 会計区分別内訳

移行法人は、本頁か次頁のどちらかを作成する

(単位:円)					
科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産	160,000		132,000		292,000
固定資産	14,650,000				14,650,000
総資産	14,810,000		132,000		14,942,000
流動負債	0		0		0
固定負債	0		0		0
総負債	0		0		0
純資産	14,810,000		132,000		14,942,000

ポイント

①平成20年会計基準の貸借対照表内訳表に相当するものです。会計基準の考え方の整理により、会計区分別内訳は、本表から、注記へ移動となりました。

②本頁の「会計区分別内訳」か、もしくは、次頁で解説する「実施事業資産の内訳と増減額及び残高」のいずれかを作成することとされています。

（１）実施事業資産の内訳と増減額及び残高（現行の貸借対照表内訳表の代替）

移行法人は、本頁か前頁のどちらかを作成する

（１）実施事業資産の内訳と増減額及び残高

（単位：円）

実施事業資産	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
流動資産				
現金預金	110,000	1,200,000	1,150,000	160,000
固定資産				
有形固定資産				
什器備品	0	500,000	50,000	450,000
その他固定資産				
投資有価証券	14,100,000	100,000	0	14,200,000

ポイント

- ①移行法人は、前頁の「会計区分別内訳」か、もしくは、本頁で解説する「実施事業資産の内訳と増減額及び残高」のいずれかを作成することとされています。
- ②「実施事業資産の内訳と増減額及び残高」は、実施事業資産の増減額と残高を表示しています。

（２）資産及び負債の状況（任意）

（２）資産及び負債の状況

		(単位:円)	
科目	場所・物量等	使用目的等	金額
1. 流動資産			
現金預金	普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金	32,000
		特定資産 (指定純資産対応)であり、基本財産である投資有価証券の運用の果実(配当金)を積み立てている。将来、継1事業の財源として使用する。	110,000
		特定資産 (一般純資産対応)であり、基本財産である投資有価証券の運用の果実(配当金)を積み立てている。将来、継1事業の財源として使用する。	50,000
		〇〇周年事業のため積立している 特定資産 である。	100,000
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	〇〇1点	国庫補助金により取得した固定資産で、継1に使用。	450,000
(2) 無形固定資産			0
(3) その他固定資産			
投資有価証券	▲▲社株式 〇株	基本財産 であり、配当金を継1の財源として使用している。	14,200,000
資産合計			14,942,000
1. 流動負債			0
2. 固定負債			0
負債合計			0
純資産合計			14,942,000

移行法人・一般法人において、この注記の作成は必須ではありません（任意です）。
設例では、基本財産や特定資産を明示するため、作成した場合です。

※留意すべきと思われる箇所を赤字で記載しています。

ポイント

本注記は、財産目録と同等の機能を持つものであり、法令上、移行法人・一般法人は必須ではありません。
ただし、移行法人・一般法人が基本財産や特定資産を明示することは妨げられず、その場合にはこのフォーマットを使用します。

（3）指定純資産の内訳

P/Lの財源区分別内訳
に関する注記と整合

当金額は投資有価証券の取得価額と同額であり、
この金額にその他有価証券評価差額金を加算した
額が投資有価証券のB/S計上額と一致する。

（3）指定純資産の内訳
指定純資産の内訳と増減額及び残高

内訳		交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(単位:円)						
継1	投資有価証券受贈益	当財団発起人	14,000,000	0	0	14,000,000
継1	受取配当金	〇〇株式会社	110,000	0	0	110,000
継1	受取補助金	〇〇省	0	500,000	50,000	450,000
合計			14,110,000	500,000	50,000	14,560,000

国庫補助金
当期交付額

減価償却による
指定解除

B/Sと一致

ポイント

①指定純資産の増減明細です。

設例では、指定純資産は下記3つの取引から構成されています。それぞれ、前期末残高、当期増加額（収益）、当期減少額（費用）、当期末残高を表示します。

- ・発起人から拠出を受けた基本財産の受贈益
- ・受取配当金（ただし、新会計基準適用前の事業年度に係る分）
- ・国庫補助金

②当期末残高の合計額は、B/Sの指定純資産の当期末残高と一致します（前期末残高も同様に前期のB/Sと一致します）。

また、当期増加額、当期減少額は、P/Lの財源区分別内訳に関する注記と整合します。

(4) 純資産間の振替

(18) 純資産間の振替額

(単位：円)

科目	一般純資産	指定純資産	合計
指定純資産から一般純資産への振替額		△	
純資産変動額			

(注)

(振替理由) 需要のなくなった●●事業を廃止したため。

指定純資産から一般純資産への振替が発生した場合は貸借対照表に関する注記で振替額を記載し、振替理由を脚注で記載します。
※設例では、純資産間の振替は無く、記載する必要はありませんが、本資料では説明のため、ひな形のみ掲載しています。

(ポイント)

新会計基準では、指定純資産の振替は原則しないとされている点に留意。

<参考>

新会計基準における定め
純資産間の振替について

53. 純資産間（財源区分間）について、原則として指定純資産から一般純資産への振替はしない。ただし、資源提供者から使用の制約を受けた資源である指定純資産について、やむを得ない事情により指定された用途に使用できなくなった場合には、指定純資産から一般純資産への振替を行う。

54. 純資産間の振替がなされた場合には、貸借対照表の注記に振替金額及び理由を記載する。

次に、②活動計算書の注記 を説明します。

(1) 財源区分別内訳 (現行の正味財産増減計算書の一般正味財産と指定正味財産の区分表示の代替)

18. 活動計算書の注記

(1) 財源区分別内訳

		(単位:円)		
科 目		一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分				
(1) 経常収益				
受取配当金		700,000		700,000
受取補助金			500,000	500,000
受取寄付金		140,000		140,000
経常収益計		840,000	500,000	1,340,000
(2) 経常費用				
継1事業費		650,000	50,000	700,000
管理費		20,000		20,000
経常費用計		670,000	50,000	720,000
当期経常収益費用差額		170,000	450,000	620,000
II その他活動区分				
(1) その他収益				
その他収益計		0	0	
(2) その他費用				
その他費用計		0	0	0
その他収益費用差額		0	0	0
税引前当期収益費用差額		170,000	450,000	620,000
法人税、住民税及び事業税		0	0	0
法人税等調整額		0	0	0
当期収益費用差額		170,000	450,000	620,000
期首一般純資産又は期首指定純資産		12,000	14,110,000	14,122,000
期末一般純資産又は期末指定純資産		182,000	14,560,000	14,742,000

設例では、固定資産の取得のために交付された国庫補助金（50万円）のみが指定純資産の増加収入となります。

本注記では、当該国庫補助金50万円と、補助金で取得した固定資産の減価償却費5万円のみが、指定純資産の列に計上されていることがポイントです。

一般純資産として会計処理する収益（設例では受取配当金及び受取寄付金の2つ）は一般純資産の列に計上し、同収入を財源に支出した費用も一般純資産の列に計上します。

<ポイント>

- ①合計額はP/L本表の当年度の金額と一致します。
- ②一般純資産及び指定純資産の列に何の取引や金額を記載するか（吹き出しのコメント参照）
- ③設例は、財源区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、活動計算書の財源区分別内訳も会計記録をベースに作成しています。

（２）会計区分及び事業区分別内訳 （現行の正味財産増減計算書内訳表に相当）

（２）会計区分及び事業区分別内訳

活動計算書 一般純資産の部

一般純資産について作成します。指定純資産の部の会計区分別内訳は、貸借対照表に関する注記の指定純資産の内訳と増減額及び残高で明らかになります。

（単位：円）

科 目	実施事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
	継1			
I 経常活動区分				
経常収益	700,000	140,000		840,000
経常費用	650,000	20,000		670,000
当期経常収益費用差額	50,000	120,000		170,000
II その他活動区分				
その他収益	0	0		0
その他費用	0	0		0
その他収益費用差額	0	0		0
他会計振替額	0	0		0
税引前収益費用差額	50,000	120,000		170,000
法人税、住民税及び事業税	0	0		0
法人税等調整額	0	0		0
当期収益費用差額	50,000	120,000		170,000

（注）留意すべき箇所を赤字で記載しています。

ポイント

- ①PLの一般純資産について、会計区分別及び事業区分別内訳（本注記）を作成します。
- ②他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、「他会計振替額」として表示します。（新運用指針78項）。他会計振替額の使用方法是、現行会計基準と同様です。

（３）事業費・管理費の形態別区分（現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当。）

（３）事業費・管理費の形態別区分

（単位：円）

	実施事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
給料手当	100,000	20,000	120,000	配賦基準：従事割合 共通費用120,000円を（実施10：法人2）で配分
支払助成金	550,000	0	550,000	
減価償却費	50,000	0	50,000	
合計	700,000	20,000	720,000	

PLの継1事業費と一致

PLの管理費と一致

PLの経常費用合計と一致

（ポイント）

- ・各会計区分別に経常費用の形態別分類（中科目別）の費用額を記載します。現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当する注記です。各会計の合計額が、PLの実施事業等会計の事業費、管理費と一致することを確認してください。
- ・各事業別（公1、継1）や科目を細分化した記載も構いません。
- ・複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載します。設例では、給料手当12万円は、共通費用だったと仮定し、各会計への配賦額（12万円）と配賦基準従事割合（公益10、法人2）で配賦した場合の記載例を示しています。
- ・配賦基準は、每期継続して採用する必要があります（新会計基準第42項参照）
- ・なお、費用按分の考え方や、配賦基準、管理費の例示については、現行制度と同様と考えられます（新会計基準第41項～43項参照）。

3. 各論

3. 1 固定資産の減損会計（原則的な取り扱い）

公益社団・財団法人、移行法人、一般法人で会計処理に差はありません。

※会計監査人非設置法人の固定資産の減損会計は、簡便的な方法によることができます。

新会計基準上の固定資産の減損会計の取り扱いには以下の通り。本会計処理を適用するうえで、固定資産が、資金生成資産か、非資金生成資産のいずれに該当するが重要な論点となります。

新会計基準

第5. 固定資産の減損

適用対象資産

103. 適用対象資産は、固定資産とする。また、金融資産、繰延税金資産については、個別の項において、評価に関する規定が設定されているため適用しない。

資産の区分

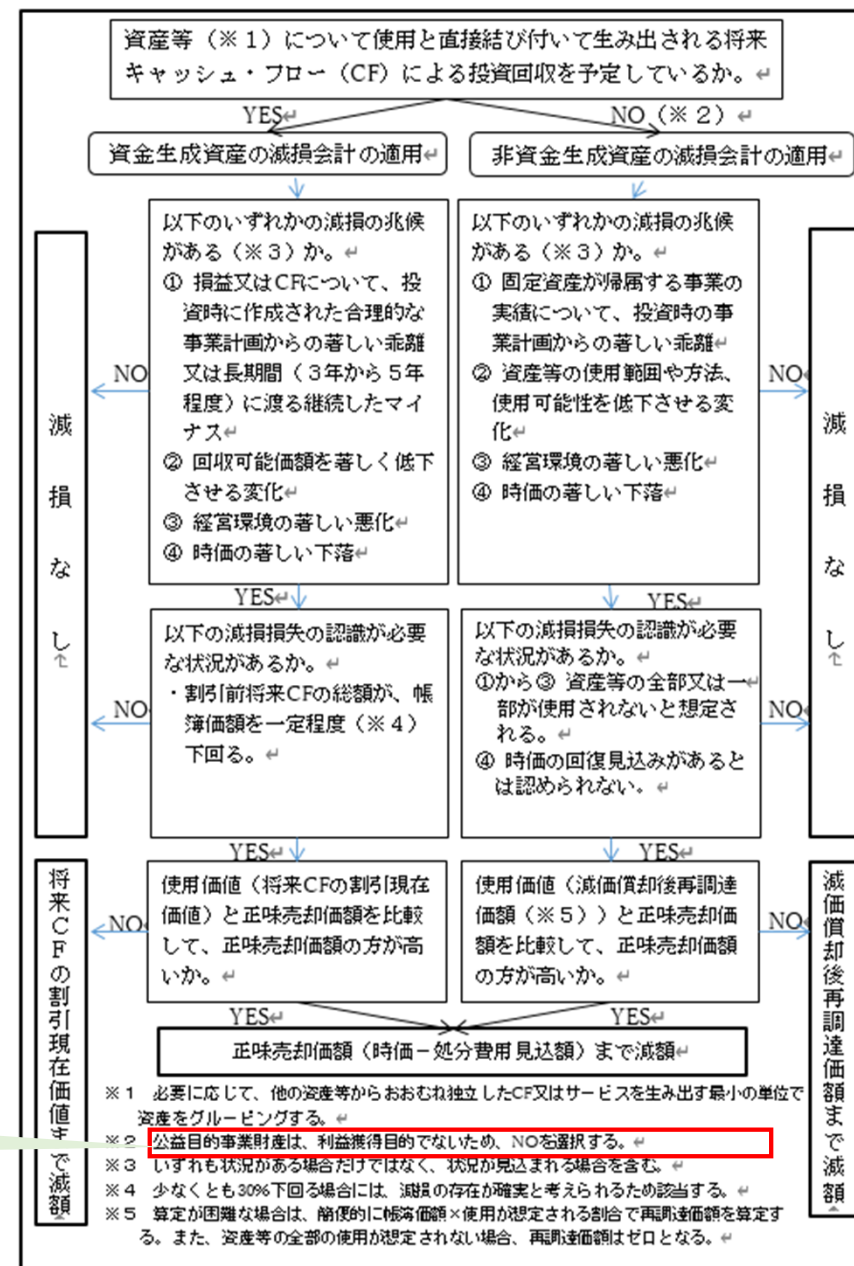
104. 資産の区分は資金生成資産と非資金生成資産とする。資金生成資産とは、当該資産又は資産グループの使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローにより、投資の回収を予定する資産又は資産グループをいう。非資金生成資産とは、資金生成資産以外の資産又は資産グループをいう。

減損損失の認識と測定

105. 資産又は資産グループ(以下「資産等」という。)について、以下の3ステップで減損会計を適用する。

- (1) 資金生成資産と非資金生成資産と区分して減損の兆候の有無を判断する。
- (2) 減損の兆候がある場合には、減損の存在が相当程度確実と認められるか否かで減損を認識するかどうかを判定する。
- (3) 減損損失を認識すべきであると判定された資産等について減損額の測定を行う。

公益社団・財団法人においては、赤枠の定めがポイントです。



3. 2 交換取引の収益認識基準（原則的な取り扱い）

公益社団・財団法人、移行法人、一般法人で会計処理に差はありません。

※会計監査人非設置法人の交換取引の収益認識基準は、簡便的な方法(伝統的な実現主義に相当)によることができ、その場合、平成20年会計基準と相違ありません。

収益認識に関する会計基準での5ステップは、3ステップにまとめられているが、基本的には企業会計基準と同様と考えられる。ただし、公益法人の財務報告の目的を勘案する必要がある。公益法人特有の考慮事項としては、例えば、消費税の会計処理について、税抜処理・税込処理の選択が可能であることが示されている（公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会））。

新会計基準

第13. 収益

収益の認識要件

138. 収益の認識にあつては、以下の三要件全てを満たすこととする。

- (1) 取引その他の事象の結果、公益法人が経済的資源に対する権利を得る（資産の増加）、または、経済的資源を移転する義務から解放される（負債の減少）こと。
- (2) 取引その他の事象が取り消される可能性が極めて低いこと（以下「確実性」という。）。
- (3) 取引その他の事象により得る権利又は解放される義務を信頼性をもって貨幣額によって測定できること（以下「測定可能性」という。）。

交換取引収益と非交換取引収益

139. 公益法人の収益には、交換取引収益と非交換取引収益とがある。

交換取引収益

140. 交換取引収益は、契約に基づく財の販売又はサービスの提供（反対給付）によって発生し、公益法人が受け取ることとなる経済的資源は、公益法人が提供する財又はサービスの価値とおおむね同等となる。

交換取引に係る収益認識の原則

141. 交換取引においては、約束した財又はサービスの受益者への移転を当該財又はサービスと交換に公益法人が権利を得ると見込む対価の額に応じて、収益を認識することを原則とする。

142. 前項の原則に従って収益を認識するために、次のステップを適用する。

- (1) 交換取引相手との契約及び履行義務の識別
- (2) 取引価格の算定及び履行義務への配分
- (3) 履行義務の充足による収益を認識

契約及び履行義務の識別

143. 交換取引収益の認識に当たっては、あらかじめ当該取引について交わされた契約、公益法人の履行義務及び移転される財又はサービスに関する各当事者の権利等を識別する。

144. 契約は、書面、口頭、取引慣行等により成立する。

取引価格の算定及び履行義務への配分

145. 取引価格とは、財又はサービスの交換取引相手への移転と交換に公益法人が権利を得ると見込む対価の額をいう。取引価格の算定に当たっては、契約条件や取引慣行等を考慮する。

146. それぞれの履行義務（又は別個の財若しくはサービス）に対する取引価格の配分は、財又はサービスの交換取引相手への移転と交換に公益法人が権利を得ると見込む対価の額に応じて行う。

履行義務の充足による収益の認識

147. 財又はサービスに対する支配を交換取引相手に移転することにより当該履行義務が充足した時に、収益を認識する。財又はサービスに対する支配とは、その使用を指図し、それによる便益のほとんど全てを享受する能力をいう。

取引価格に基づく収益の額の算定（測定）

148. 履行義務を充足した時に、又は充足するにつれて、取引価格のうち、当該履行義務に配分した額について収益を認識する。

交換取引収益の資源流入区分

149. 原則として、交換取引収益である財又はサービスの提供による収益は一般純資産の区分に分類される。ただし、財又はサービスの提供によって生み出される収益による収入を特定目的の支出に充てる取決めがある場合には、当該収益は交換取引収益とせず非交換取引収益とする。

新運用指針

Ⅷ 収益の認識

履行義務の充足による収益の認識

56. 交換取引の収益の認識に当たっては、当該取引について、交換取引相手との契約における義務の履行が一時点で充足されるか、一定の期間にわたり充足されるか、どちらに該当するかを決定する。

一時点で充足される履行義務

57. 交換取引相手との契約における履行義務が一時点で充足される取引について財又はサービスに対する支配を交換取引相手に移転した時点を決定するに当たっては、次の各号の指標を考慮する。

- (1) 公益法人が交換取引相手に提供した資産に関する対価を收受する現在の権利を有していること。
- (2) 交換取引相手が資産に対する法的所有権を有していること。
- (3) 公益法人が資産の物理的占有を移転したこと。
- (4) 交換取引相手が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済的価値を享受していること。
- (5) 交換取引相手が資産を検収したこと。

一定の期間にわたり充足される履行義務

58. 交換取引相手との契約における履行義務が一定の期間にわたり充足される取引については、履行義務の進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識する。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合にのみ収益を認識する。

59. 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に関する進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により処理する。

原価回収基準とは、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法をいう。

交換取引相手に支払われる対価

60. 交換取引相手に支払われる対価は、公益法人が交換取引相手に対して支払う、又は支払うと見込まれる現金の額や、交換取引相手が公益法人に対する債務額に充当できるものの額を含む。

61. 交換取引相手に支払われる対価は、交換取引相手から受領する別個の財又はサービスとの交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額する。

4. まとめ

新会計基準適用の影響と適用に向けた検討事項（まとめ）

新会計基準適用の影響

（新会計基準を適用するすべての公益法人に影響）

- ・基本財産、特定資産の扱いの変更
- ・活動計算書上の記載内容変更（振替処理の廃止など）
- ・金融資産関連の会計処理の変更（その他有価証券評価差額金、受取配当金等）
- ・これまでよりも詳細な情報が必要になる注記がある（例：活動計算書の財源区分別内訳 など）。 等

（会計監査人設置法人のみに影響）

- ・交換取引の収益認識に関する会計処理（原則処理）の導入
- ・固定資産に関する減損会計（原則処理）の導入

（公益社団・財団法人のみに影響）

- ・収益事業等を行う公益社団・財団法人にあっては、従来、貸借対照表内訳表を作成していない法人も、新制度では、貸借対照表の区分経理情報が必要になり、作成方法の検討が必要
※会計基準改正ではなく、制度上の要請によるものである。
- ・財務諸表の注記において、控除対象財産に関する明細が必要（該当ある場合）
- ・「5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み」は、今まで開示してこなかった情報であり、該当する指定寄附資金を有する法人は影響。
- ・会計監査人設置の公益社団・財団法人にあっては、財務規律適合性に関する明細（附属明細書）の作成が必要となり、決算早期化が求められる。

等

新会計基準適用に向けた検討事項

（新会計基準を適用するすべての公益法人の検討事項）

- 自らの公益法人で、新制度・新会計基準の適用によって、どのような影響があるか、どのように適用するかを分析・整理。
- 会計システムの新会計基準への対応状況の確認、会計システム内・会計システム外で対応する事項の整理
- 新会計基準適用初年度における貸借対照表の期首残高の算定、組み替え（経過措置適用により前年度を省略する場合も、貸借対照表の期首残高は組み替えが必要と考えられる。）
- これまでよりも詳細な情報が必要になる注記の作成方法の検討（活動計算書の財源区分別内訳など）。
- 新会計基準を何年度から適用するか 等

（会計監査人設置法人のみに影響）

- 収益認識に関する会計処理（原則処理）、固定資産に関する減損会計（原則処理）の導入に関して、法人内で検討し、適宜、会計監査人と協議

（公益社団・財団法人のみに影響）

- 新たに貸借対照表に関する区分経理が必要となる公益社団・財団法人は、その作成方法の検討（原則どおり継続記録法か、棚卸法で作成するかなど）
- 該当する資金を有する法人は、「5年超指定寄附資金の残高内訳別の支出見込み」の作成方針の検討
- 会計監査人設置法人にあっては、財務規律適合性に関する明細（附属明細書）の作成早期化
- 新会計基準と直接の関係はないが、事業報告、定期提出書類も新制度への対応が必要に（次頁参照） 等

(参考) 当面の提出書類等について

公益社団・財団法人のみ

令和7年（2025年）4月1日以降の提出書類

- 定期提出書類（財産目録等）は、原則、すべて公表
- 変更認定申請・変更届出において、財産目録等に含まれる書類が変更された場合は公表
⇒ **提出された書類はそのまま公表。作成に当たり、個人情報等に留意！！**

進行期の分

- 事業年度開始前の提出書類
⇒ ①事業計画、②収支予算書、③資金調達・資金調達の見込みに加え、④法人の事業について（「別紙2」*）
* 変更認定を受けた場合を除き、現行様式で作成したものが公表対象。個人情報等が含まれている場合は、各法人の責任で対応。
- 事業年度終了後3月以内の提出書類
 - ・運用組織に関する重要事項・事業活動に関する重要事項：**新様式（2000万円を超える報酬等・海外送金及びテロ資金供与のリスク軽減策などを含む。）**
 - ・収支相償・公益目的事業比率・遊休財産規制に係る別表（**現行別表A～別表C**）等。別表Hも要提出（非公表）
 - ・財務諸表・財産目録（**従来通り**）

※このページの内容については、2024年12月時点で作成していたものであり、以下URLからアクセスすると新公益法人制度の解説資料がございます。
そちらでより詳しく扱っていますので、是非御覧ください。
<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/shosaizyoho.html>

令和7年（2025年）4月1日以降の提出書類

令和8年（2026年）6月以降の提出書類

* 2025年4月1日以降に始まる事業年度の終了後3か月以内に提出する書類から、新たな財務規律に対応した報告が求められる。

- 事業年度終了後3月以内の提出書類
 - ・運用組織に関する重要事項・事業活動に関する重要事項：新様式
 - ・新しい財務規律等に係る別表（**新別表A～新別表C**）等
※ **特例区分経理を行う場合は別表H（非公表）。また、新別表B(5)・新別表C(2)も要作成であることに留意。**
 - ・財務諸表・財産目録（**新規基準（ただし、3年間の経過措置）**）
 - ・事業報告（**新制度**）

令和11年（2029年）6月以降の提出書類

* 2028年4月1日以降に始まる事業年度の終了後3か月以内に提出する書類から、すべての法人において新たな区分経理・令和6年会計基準の適用が求められる。

- 事業年度開始前の提出書類（上記の通り）
- 事業年度終了後3月以内の提出書類
 - ・運用組織に関する重要事項・事業活動に関する重要事項（新様式）、新しい財務規律等に係る別表（新別表A～別表C）、財務諸表・財産目録（新規基準）、事業報告（新制度）

新会計基準に関する個別相談会（宣伝）

- ・新会計基準に関する個別相談会を、令和7年1月～3月にかけて、全国20会場で開催します。
- ・会場、日程、申込方法などの詳細は、内閣府公益法人informationを参照ください。[テーマ別セミナー - 公益法人information](#)

新しい公益法人会計基準 個別相談会

令和7年度新公益法人会計基準適用開始！

事前申込制
参加費
無料

新会計基準への移行について何から始めればいいのか？
公認会計士が個別に質問にお答えします！

日時

令和7年1月から3月末まで
全国20会場にて開催

※会場毎の開催日時、場所についてはホームページをご覧ください。

対象

公益社団法人、公益財団法人、公益目的支出計画を実施中の
一般法人（移行法人）のご担当者様

※相談枠に空きがあった場合、一般法人を含む公益法人会計基準に携わる関係者の方もお申し込みが可能です。公益法人・移行法人の優先受付申込期間が終わってからのご案内となります。

相談方法

1団体につき25分（講師1名対応）
対面・オンライン（Zoom形式）選択可能

※相談枠が限られておりますので、同一団体の複数回のお申し込みは原則お断りいたします。

申込方法

令和6年12月2日より申込受付開始（先着順）

※公益法人・移行法人以外の関係者の方のお申込受付開始は令和6年12月16日を予定しています。

※申込の締切日は、各会場での相談会開催日の1週間前です（空き状況で延長する場合あり）



本個別相談会のご参加には事前申し込みが必要です。
左記のQRコードまたは内閣府公益認定等委員会ホームページよりお申し込みください。
<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>

主催：内閣府公益認定等委員会事務局（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）

問合せ窓口：<https://koekikaikei.smktg.jp/public/application/add/67>

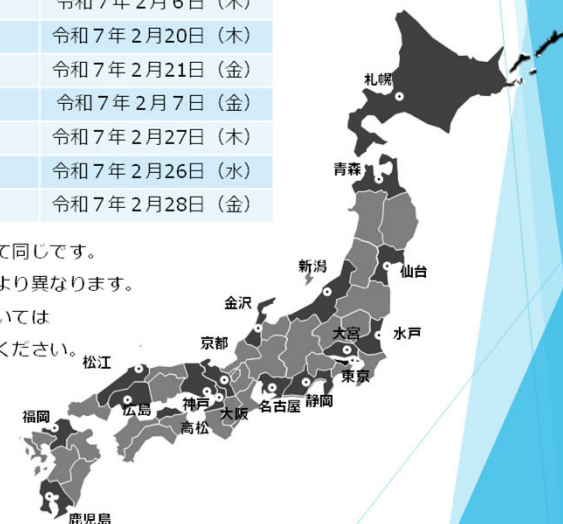
●開催地・日時

地区	開催都市	日程
北海道	札幌	令和7年3月7日（金）
東北	仙台	令和7年3月10日（月）
	青森	令和7年3月11日（火）
関東	水戸	令和7年2月14日（金）
	大宮	令和7年1月17日（金）
	東京(1回目)	令和7年1月15日（水）
	東京(2回目)	令和7年2月13日（木）
中部	静岡	令和7年1月22日（水）
	名古屋	令和7年1月23日（木）
北信越	新潟	令和7年1月29日（水）
	金沢	令和7年1月31日（金）
近畿	大阪	令和7年2月5日（水）
	京都	令和7年1月24日（金）
山陽	神戸	令和7年2月6日（木）
	広島	令和7年2月20日（木）
山陰	松江	令和7年2月21日（金）
	高松	令和7年2月7日（金）
九州	福岡	令和7年2月27日（木）
	鹿児島	令和7年2月26日（水）
沖縄	那覇	令和7年2月28日（金）

相談時間	相談枠	3～5枠
13:00～13:25	相談枠①	3～5枠
13:30～13:55	相談枠②	3～5枠
14:00～14:25	相談枠③	3～5枠
14:30～14:55	相談枠④	3～5枠
15:00～15:25	相談枠⑤	3～5枠
15:30～15:55	相談枠⑥	3～5枠

※相談時間は全国全て同じです。
相談枠の数は会場により異なります。

開催場所の詳細については
ホームページをご覧ください。



主催：内閣府公益認定等委員会事務局（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）
問合せ窓口：<https://koekikaikei.smktg.jp/public/application/add/67>